

令和5年第2回定例会 予算決算常任委員会
環境生活農林水産分科会 説明資料

◎ 所管事項説明

1 令和6年度当初予算要求状況について

令和5年12月

環境生活部

1 令和6年度当初予算要求状況について

目次

頁

(令和6年度当初予算要求状況 資料1より抜粋)

令和6年度 当初予算の要求状況	1
----------------------------------	---

(令和6年度当初予算要求状況 資料2より抜粋)

「みえ元気プラン」取組概要

1-2 地域防災力の向上	2	(7)
3-1 犯罪に強いまちづくり	7	(38)
○3-2 交通安全対策の推進	12	(43)
○3-3 消費生活の安全確保	16	(47)
○4-1 脱炭素社会の実現	19	(55)
○4-2 循環型社会の構築	24	(60)
○4-4 生活環境の保全	29	(68)
11-4 水の安定供給と土地の適正な利用	33	(163)
○12-1 人権が尊重される社会づくり	36	(166)
○12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進	41	(171)
○12-3 多文化共生の推進	45	(175)
14-5 誰もが安心して学べる教育の推進	48	(211)
14-6 学びを支える教育環境の整備	53	(216)
15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり	60	(223)
○16-1 文化と生涯学習の振興	67	(244)
行政運営1 総合計画の推進	73	(257)

(注) ○印は環境生活部が主担当部局となる施策

()内は令和6年度当初予算要求状況 資料2の頁番号

(令和6年度当初予算要求状況 参考資料(2)より抜粋)

新規事業一覧	78
-------------------------	----

重点施策枠事業一覧	80
----------------------------	----

大規模臨時的経費事業一覧	82
-------------------------------	----

事業の見直し

事業の見直し一覧	84
事業の見直し調書	85

令和6年度当初予算の要求状況

※環境生活部関係抜粋

1. 令和6年度当初予算 部別要求額一覧(一般会計)

【事業費ベース】 (単位：億円、%)

部 名	令和6年度 要求額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	増減額 (A)-(B)=(C)	伸び率 (C)／(B)
環境生活部	215	190	25	13.0

【一般財源等ベース】 (単位：億円、%)

部 名	令和6年度 要求額 (A)	令和5年度 当初予算額 (B)	増減額 (A)-(B)=(C)	伸び率 (C)／(B)
環境生活部	114	106	8	7.2

※令和6年度当初予算要求状況 資料1から抜粋

2. 令和6年度要求額と令和5年度当初予算額との部別増減要因(一般会計)

部 名	増減のあった主な要求内容	令和6年度 要求額 (A)	令和5年度当 初予算額 (B)	増減額 (A)-(B)
環境生活部 要求額	総合文化センター舞台関連主設備計画修繕等事業費 (大中ホール舞台機構改修工事等の実施による増)	10.8	4.1	6.7
		1.2	0.4	0.8
事業費 215 億円	総合文化センター施設保全事業費 (受変電設備第2期改修工事等の実施による増)	8.9	2.7	6.2
一般財源 114 億円		1.0	0.3	0.7
対前年度増減	美術館管理運営費 (受変電設備及びLED照明の改修工事等の実施による増)	6.7	2.1	4.6
事業費 +25 億円		2.3	1.5	0.8
一般財源 +8 億円	人権センター管理運営費 (受変電設備及び空調設備の更新修繕、屋上防水・外壁改修工事の実施による増)	4.9	0.5	4.4
		0.9	0.4	0.5

※令和6年度当初予算要求状況 資料1から抜粋

施策1-2 地域防災力の向上

(主担当部局：防災対策部)

施策の目標

(めざす姿)

地域や学校における防災に関する取組が継続的に行われることで、夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況であっても、すべての避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進むとともに、災害を「我が事」としてとらえ自ら進んで防災情報をホームページ等から収集するなど県民の皆さんの防災意識が高まり、日ごろから災害への備えが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 災害に強い地域づくり

- ・「みえ風水害対策の日シンポジウム」の開催や地震体験車による普及啓発、大型商業施設における防災啓発イベントの実施等により、県民の防災意識の醸成に取り組んでいます。
- ・「みえ防災・減災センター」と連携し、「みえ防災塾」等により防災人材を育成するとともに、育成した人材を「みえ防災人材バンク」を通じて地域の防災活動につないでいます。
- ・「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」により、県内の学生等の若者を地域防災の担い手として養成するとともに、養成した若者による、他の若者ととも地域で行う防災活動や、SNS等を活用した防災情報の発信など、若年層の防災意識向上に資する取組を促進しています。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・これまでの津波避難対策の検証と、対策の実効性のさらなる向上に向けた取組を、市町とともに進めています。
- ・気象や災害に関する防災情報を、ホームページやSNSなどさまざまな手段を用いてわかりやすく提供し、災害時の適切な避難行動の促進を図っています。
- ・避難所の資機材整備や、津波到達までに時間的猶予がない市町が実施する津波避難タワー・避難路等の整備などについて、補助金により支援しています。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)に参画し、毎月の情報共有や意見交換、研修会や防災訓練等への参加を通じ、MVSCと各支援主体(NPO、ボランティア団体、企業等)との連携強化や市町における受援体制整備の支援に取り組んでいます。

④ 学校における防災教育の推進

- ・防災ノートを新入生等に配布するとともに、防災ノートと1人1台学習端末を組み合わせた防災教育に取り組んでいます。
- ・学校防災等リーダー研修(県内4か所で開催、625名参加)や学校防災アドバイザー派遣(派遣学校数69校)等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や子どもたちの防災教育の実施、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に取り組んでいます。
- ・災害時に地域で自ら行動できる防災人材を育成するため、県内の高校生を東日本大震災の被災地に派遣し、ボランティア活動や交流学习に取り組みました。(12校25名参加)
- ・災害発生時に被災した学校を支援するため、災害時学校支援チームの新規隊員の募集及び隊員のスキルアップ研修(県内4か所で開催、27名参加)を実施するとともに、他県のチームと情報共有を行っています。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数							②	
—	6市町	12市町		18市町	—	29市町	—	
—	6市町			—	—	—		
県が防災情報を提供するホームページのアクセス数							①②	
—	3,247千件	3,279千件		3,311千件	—	3,375千件	—	
3,215千件	2,845千件			—	—	—		
津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取組んだ市町数							②	
—	4市町	8市町		12市町	—	19市町	—	
—	6市町			—	—	—		
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合							④	
—	85.0%	100%		100%	—	100%	—	
75.0%	83.6%	—	—	—	—	—		

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 災害に強い地域づくり

- ・過去の災害の教訓を未来に継承するため、昭和東南海地震から80年の機会を捉えたシンポジウムを開催します。また、県民の防災意識の醸成を図るため、地域の自主防災組織と連携した啓発に取り組むとともに、引き続き、地震体験車による普及啓発や、大型商業施設における防災啓発イベントの実施等に取り組めます。
- ・自助や共助による防災活動を支援するため、引き続き、「みえ防災・減災センター」と連携し、地域の防災活動をけん引していく人材の育成に取り組むとともに、育成した人材を地域の防災活動につないでいきます。
- ・県内の学生等の若者が、将来、地域の防災活動の担い手として活躍することをめざし、実践的な知識やスキルを身に付けることができるよう、引き続き、「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を実施するとともに、養成した若者が地域で行う防災活動等を支援していきます。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・南海トラフ地震の発生に備え、被害想定や津波浸水想定の見直しを行うとともに、津波災害警戒区域の指定に向けた取組を進めます。
- ・県民がどこにいても津波等から確実に避難できるよう、適切な避難行動を促すための情報発信を強化します。また、線状降水帯等による豪雨の発生が予測される際に、県民一人ひとりがリスク情報を的確に把握し、適切な避難行動につなげることができるよう、情報発信や啓発を強化します。
- ・避難所の環境改善を図るため、非常用自家発電設備で稼働する空調設備等の整備を促進するとともに、津波から県民の命を守るため、引き続き、津波避難タワー等の整備を促進します。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・引き続き、みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)に参画し、各支援主体(NPO、ボランティア団体、企業等)が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、研修会や防災訓練

への参加等を通じ、MVSCのコーディネート機能強化や市町における受援体制整備の支援に取り組めます。

④ 学校における防災教育の推進

- ・子どもたちが、災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身につける防災学習に、いつでも効果的に取り組むことができるよう、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進します。
- ・教職員が防災に対する意識を高めるとともに、専門的な防災の知識やスキルを身につけるため、学校防災等リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に取り組めます。
- ・県内の高校生が、災害時に自らの命を守るとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる知識や能力を取得するため、県内の高校生を東日本大震災の被災地に派遣し、さまざまな学びや経験を得ることにより、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成を図ります。
- ・災害発生時に被災した学校を支援する「災害時学校支援チーム」のノウハウの蓄積と一定の隊員数を維持するため、災害時学校支援チームの新規隊員の確保及び隊員のスキルアップを図るとともに、他県のチームとの連携の強化を図ります。

4. 主な事業

防災対策部

≪（１）災害に強い地域づくり≫

①(一部新)「みえ防災・減災センター」事業

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額:(R5) 25,261千円 → (R6) 25,332千円

事業概要:「みえ防災・減災センター」と連携し、昭和東南海地震から80年と「みえ防災・減災センター」設置10周年の機会を捉えたシンポジウムを開催するなど、県民の防災意識の醸成を図るとともに、防災人材を育成し、育成した人材を地域の防災活動につないでいきます。また、県内の学生等の若者を、地域の防災活動の担い手として養成するとともに、養成した若者が地域で行う防災活動等を支援します。

≪（２）災害から命を守る適切な避難の促進≫

①(一部新)地震対策推進事業

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額:(R5) 30,782千円 → (R6) 143,401千円

事業概要:国による南海トラフ地震の被害想定見直しをふまえ、県の被害想定及び津波浸水想定の見直しを行い、想定を見直した被害への対応策を検討するとともに、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波災害警戒区域」の指定に向けて取り組めます。

②(一部新)避難行動促進事業

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額:(R5) 1,888千円 → (R6) 18,860千円

事業概要:県民がどこにいても津波等から確実に避難できるよう、防災アプリを開発して避難に必要な情報を発信するとともに、アプリを活用した避難訓練を促進します。

③防災情報プラットフォーム事業

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額:(R5) 93,825千円 → (R6) 58,350千円

事業概要:避難を必要とするすべての人が適切に避難できるよう、防災情報プラットフォームの維持管理を行い、きめ細かな防災情報を、多様な媒体により、迅速かつわかりやすく提供します。

④(一部新)地域減災対策推進事業

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額:(R5) 205,852千円 → (R6) 403,411千円

事業概要:避難所に躊躇することなく避難できるよう、非常用自家発電設備で稼働する空調設備等の整備を促進します。また、津波避難タワー等の一時避難場所や避難路の整備をはじめ、地域の避難計画やハザードマップの作成、避難行動要支援者の避難体制づくり、多様性に配慮した避難所運営等に取り組む市町に対して支援を行います。

環境生活部

《 (3) 災害ボランティアの活動環境の充実・強化 》

①災害ボランティア支援等事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額:(R5) 8,536千円 → (R6) 8,845千円

事業概要:みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)に参画し、各支援主体(NPO、ボランティア団体、企業等)が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、研修会や防災訓練への参加等を通じ、MVSCのコーディネート機能強化や市町における受援体制整備の支援に取り組みます。

教育委員会

《 (4) 学校における防災教育の推進 》

①学校防災推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費)

予算額:(R5) 12,186千円 → (R6) 13,970千円

事業概要:防災ノートを新入生等に配付するとともに、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災教育を推進します。また、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、高校生による東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习を実施します。

②災害時学校支援事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費)

予算額:(R5) 500 千円 → (R6) 600 千円

事業概要:避難所の開設・運営や学校の再開準備、児童生徒の心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員による「三重県災害時学校支援チーム」において、大規模災害発生時には隊員を被災した学校に派遣して、学校教育の早期再開を支援します。また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげます。

施策3-1 犯罪に強いまちづくり

(主担当部局：警察本部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組や、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙、これら警察活動を支える基盤の強化が推進されています。また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・昨年、刑法犯認知件数が増加に転じるとともに、県民に強い不安を与える重要犯罪や高齢者等を狙った特殊詐欺、サイバー犯罪に関する相談が後を絶たないほか、ストーカーやDV事案の認知件数が高止まりするなど、治安情勢は予断を許さない状況にあることから、市町や地域住民、防犯ボランティア団体など、様々な主体と連携・協働した犯罪防止対策に取り組めます。
- ・昨年の特殊詐欺被害認知件数に占める高齢者の割合が8割を超えるという現状を踏まえ、市町や団体等と連携し、県民の警戒心・抵抗力の向上を図るための広報啓発を実施するとともに、被害防止に有効な自動通話録音警告機の設置促進等を図り、特殊詐欺被害防止に取り組めます。
- ・G7三重・伊勢志摩交通大臣会合に向け、関係機関や民間事業者等と連携したテロ対処訓練を実施するなど、官民一体となったテロ対策を推進し、警備を完遂しました。
- ・関係機関と連携し、新たに安全・安心まちづくり地域リーダーを25名養成(養成講座には53名参加)し、今後、フォローアップ講座を開催します。また、「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催し、地域の取組事例を共有することにより、防犯ボランティアの活動向上に取り組めました(90名参加)。令和5年6月からは「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の運用を開始しました。さらに、関係機関等の意見を聴きながら、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第3弾」(令和6年度～令和8年度)に向けて改定を進めています。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・悪質・巧妙化する犯罪に的確に対処するため、捜査支援分析機器や鑑定機器、ドローンの整備などにより、科学捜査力の維持・向上を図り、重要犯罪を始めとした各種犯罪の早期検挙に取り組めます。
- ・サイバー犯罪に関する相談が後を絶たないなど、サイバー空間における脅威が県民にとって身近なものとなっていることから、最新の情報技術を悪用したサイバー犯罪に的確に対処するため、捜査員の育成を図るなどし、この種事案の検挙に取り組めます。
- ・犯罪の早期検挙に向けて、高度化した通信指令システムを有効活用し、110番通報の適切な受理、迅速・的確な通信指令を推進し、初動警察活動の更なる強化に取り組めます。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・地域の治安維持、災害拠点となる警察施設の適正な維持管理を図るため、老朽化した警察署の建て替えや長寿命化のほか、鑑定環境の改善と高度化・効率化を図るため、科学捜査研究所庁舎の整備に取り組めます。
- ・老朽化した交番・駐在所においては、構造面の不具合や、相談室がなく来訪者のプライバシーが確保できないなど機能面の不備等も認められることから、計画的な施設整備に取り組めます。
- ・犯罪の早期検挙に向けて、捜査支援分析の強化を図るため、デジタル技術を活用した高度 AI 画像分析システム等の画像分析機器の導入に取り組めます。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・犯罪被害者等の状況に応じた支援を適切に行うため、速やかに三重県犯罪被害者等見舞金を給付(3件、85万円(10月末現在))したほか、ブロック別会議(3ブロック)や支援従事者研修会等の開催(2回開催予定、第1回58名参加)を通じた関係機関相互の顔の見える関係づくり、支援従事者の育成、総合的な犯罪被害者等への支援体制の整備等に取り組んでいます。また、犯罪被害者等が置かれている状況等について県民の皆さんの理解を深めるため、「犯罪被害を考える集い」の開催等の広報啓発を実施します。
- ・関係機関等の意見を聴きながら、「三重県犯罪被害者等支援推進計画(第2期)」(令和6年度～令和8年度)に向けて改定を進めています。
- ・犯罪被害者等のニーズに即した支援が行えるよう、部内カウンセラーの専門的な知識の向上を図るとともに、公費負担を始めとする犯罪被害者支援制度の周知・運用に努め、犯罪被害者支援の充実を図ります。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
刑法犯認知件数						①②③	
—	6,900件	6,300件 未満	—	5,800件	—	5,000件 未満	—
7,410件	7,647件	—		—	—	—	
特殊詐欺認知件数						①②③	
—	107件	104件未満	—	101件未満	—	95件未満	—
110件	142件	—		—	—	—	
重要犯罪の検挙率						②③	
—	95%以上	95%以上	—	95%以上	—	95%以上	—
89.7%	98.9%	—		—	—	—	
犯罪被害者等支援従事者数(累計)						④	
—	257人	337人	—	417人	—	577人	—
177人	264人	—		—	—	—	

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

- ・令和6年度以降に残された課題と対応

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会の実現に向け、特殊詐欺を始めとする各種犯罪を未然に防ぎ、社会全体で良好な治安が保たれるよう取組を推進します。
- ・県内における大規模行事の開催を見据え、警備諸対策を推進するとともに、テロの未然防止に向け、県民の皆さんの理解と協力の下、引き続き官民一体となったテロ対策に取り組みます。
- ・安全で安心な地域づくりを促進するため、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の登録事業者数の増加を図ります。また、引き続き、地域の自主防犯活動の活性化に向け講座の実施やフォーラムの開催、SNS等を生かした広報活動により、県民の皆さんの防犯意識の向上と関係者の連携強化を図ります。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・サイバー空間の脅威に的確に対処するため、情報技術の解析に用いる高度な解析用資機材を整備することにより、情報技術解析能力の向上に向けた取組を推進します。
- ・犯罪の早期検挙に向けて、防犯カメラ画像の迅速な収集・分析、DNA型鑑定の実施等科学技術を活用した捜査を一層推進します。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・令和5年度に引き続き、大台警察署、尾鷲警察署、科学捜査研究所の庁舎整備を推進するほか、施設の老朽化や狭隘化の状況、県民の利便性等を踏まえ、計画的な警察署庁舎の建て替え、長寿命化に取り組みます。
- ・老朽化した交番・駐在所の建て替え、長寿命化に取り組むとともに、車両の更新整備を進めるなど、警察活動を支える基盤の整備に取り組みます。
- ・犯罪の警戒・検挙を推進するため、被疑者の早期検挙や追跡捜査に有効な車両捜査支援システムの増強等捜査支援分析力の強化に取り組みます。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・総合的な支援体制を整備するため、関係機関の連携強化に取り組むとともに、市町等支援従事者研修会等を開催して、支援従事者を増やし、重ねて受講いただくことでレベルアップを図ります。
- ・県民の皆さん等の犯罪被害者等への一層の理解促進を図るため、犯罪被害を考える週間を中心とした広報啓発に取り組みます。
- ・犯罪被害者等が、一人ひとりの心情に寄り添った多様な支援を地域による不均衡なく受けられるよう、国に対し、地方自治体を実施する犯罪被害者等支援の取組に対する財政支援を行うことを要望していきます。

4. 主な事業

警察本部

≪（１）みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進≫

①(一部新)特殊詐欺被害防止対策事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額:(R5) 8,921千円 → (R6) 12,115千円

事業概要:特殊詐欺の被害防止を図るため、広報啓発活動や講話、寸劇等を通して特殊詐欺の手口や危険性を正しく理解してもらうとともに、自動通話録音警告機の設置促進に取り組みます。

②(新)テロ等対策事業(第44回全国豊かな海づくり大会開催に伴う警備)

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額:(R5) ー 千円 → (R6) 7,339千円

事業概要:第44回全国豊かな海づくり大会の開催を見据え、警備に必要な諸準備を進めます。

③(一部新)少年警察事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額:(R5) 21,791千円 → (R6) 29,598千円

事業概要:虐待等を受ける危険性のある母子への支援のため、緊急通報装置の貸出を実施するほか、被害聴取における子どもの心理的負担の軽減等のための司法面接に関し、職員に対する研修を実施します。また、SNS等に起因する犯罪被害の実態や危険性、被害防止対策を周知するため、広報啓発に取り組みます。

≪ (2) 犯罪の早期検挙のための活動強化 ≫

①(新)情報技術解析推進事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額:(R5) ー 千円 → (R6) 75,528千円

事業概要:情報技術の解析に用いる高度な解析用資機材を整備することにより、情報技術解析能力の向上、犯罪の早期検挙に向けた取組を推進します。

≪ (3) 警察活動を支える基盤の強化 ≫

①警察署庁舎整備事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額:(R5) 449,057千円 → (R6) 3,548,028千円

事業概要:老朽化や狭隘化した警察署を計画的に整備します。

令和5年度に引き続き、大台警察署の建築工事、尾鷲警察署の改修工事等を進めます。

②庁舎等施設整備事業(科学捜査研究所整備事業)

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額:(R5) 77,245千円 → (R6) 88,702千円

事業概要:緻密かつ効率的な鑑定を可能とする科学捜査研究所の独立庁舎整備に向け、建築工事に着手します。

③警察官駐在所等整備事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額:(R5) 151,103千円 → (R6) 211,353千円

事業概要:交番・駐在所の建替整備、長寿命化に取り組むとともに、老朽化した交番・駐在所の長寿命化に向けた施設の調査を実施します。

④車両等整備・管理事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 3 装備費)

予算額:(R5) 282,354千円 → (R6) 229,437千円

事業概要:捜査用車両等警察用車両の更新に際し、電動車化を進めるほか、老朽化した交通事故取締用車や交通事故処理車を更新します。

⑤捜査支援システム整備事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額:(R5) 158,223千円 → (R6) 420,750千円

事業概要:被疑者の早期検挙や追跡捜査に有効な車両捜査支援システムの増強等捜査支援分析力の強化に取り組めます。

環境生活部

≪ (1) みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進 ≫

①安全安心まちづくり事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額:(R5) 560千円 → (R6) 504千円

事業概要:「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」(改定中)に基づき、県民

の皆さんや事業者等さまざまな主体と協働しながら、安全・安心まちづくり地域リーダー養成講座や安全・安心まちづくりフォーラムを開催するなど、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり実現に向けた取組を進めます。また、県民の皆さんの体感治安向上に向け、防犯活動の「見える化」に取り組みます。

≪（４）犯罪被害者等支援の充実≫

①(一部新)犯罪被害者等支援事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額:(R5) 6,428千円 → (R6) 6,945千円

事業概要:「三重県犯罪被害者等支援推進計画」(改定中)に基づき、三重県犯罪被害者等見舞金を給付するなど、犯罪被害者等に寄り添った各種支援施策を推進するとともに、関係機関・団体が相互に連携する総合的な支援体制を強化します。また、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないよう、県民の皆さんの理解促進を図ります。

施策3-2 交通安全対策の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんの交通安全に対する理解が一層深まるよう、さまざまな主体と連携した交通安全教育や啓発活動が進むとともに、交通事故死者数や飲酒運転事件数の減少に向けて、積極的な交通指導取締りや「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」に基づく取組、先進安全自動車の導入、交通環境の改善が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進

・四季の交通安全運動をはじめとする広報・啓発活動をとおして、交通安全意識や交通マナーの向上に取り組むとともに、「三重県交通安全条例」において加入を義務づけた自転車損害賠償責任保険や道路交通法改正に伴う自転車等の乗車用ヘルメット着用努力義務化などについて、チラシ・テレビ・ラジオ、SNS広告や関係機関等との連携により、周知・啓発を行っています。

・三重県交通安全研修センターにおいては、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しています。

・交通事故死者に占める割合の高い高齢者や自転車利用者等の交通弱者を対象に、参加・体験・実践型の自転車事故防止研修会を開催し、自転車の交通ルール遵守の徹底を図ります。また、高齢者を対象に先進安全自動車の乗車体験会の開催や「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知を進めています。

② 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進

・令和4年の飲酒運転事件数が前年を大きく上回ったことから、関係機関・団体と連携し、コンビニや飲食店等へのステッカー等の掲出などにより、規範意識の更なる定着を図っています。また、飲酒運転違反者に対してはアルコール依存症に関する診断の受診・勧告に加え、再勧告を行い、受診促進を図り、再発防止の強化に努めています。

③ 安全かつ快適な交通環境の整備

・歩行者の安全を確保するため、摩耗した横断歩道の塗り替え、信号制御機を始めとする老朽化した交通安全施設等の更新・整備を行います。また、通学路の安全を確保するため信号交差点に歩行者用灯器を増灯したほか、新設道路の開通に伴い、新たに信号機の整備を行います。このほか、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しを進めるなど交通安全施設等の適正管理に取り組めます。

④ 道路交通秩序の維持

・交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえた、移動オービス等の活用による速度取締りに取り組んだほか、横断歩行者妨害違反、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
交通事故死者数						①	
—	60人	58人以下	—	56人以下	—	53人以下	—
62人	60人	—	—	—	—	—	—
飲酒運転事故件数						②	
—	25件	23件以下	—	21件以下	—	16件以下	—
28件	42件	—	—	—	—	—	—
横断歩道の平均停止率						④	
—	50.0%	60%以上	—	70%以上	—	85%以上	—
45.8%	56.7%	—	—	—	—	—	—

3. 令和6年度の課題と取組方向
基本事業名
・令和6年度以降に残された課題と対応
<p>① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年に入り交通死亡事故は増加傾向(10月末現在50人 対前年比+2人)にあることから、交通事故実態や自転車等の乗車用ヘルメット着用状況などをふまえ、四季の交通安全運動を中心とした広報・啓発を、関係機関・団体と連携し推進します。 ・交通死亡事故に占める高齢者や歩行者、自転車利用者等の割合が高いことや飲酒運転事故が増加傾向にあることから、交通安全意識の更なる向上を図るため、テレビ等による広報を通じて、横断歩道の一時停止などについて重点的に啓発します。また、「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知を図ります。 ・三重県交通安全研修センターにおいて、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供するなど、年齢に応じた交通安全教育に取り組みます。
<p>② 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転根絶について、より幅広い県民の皆さんへ周知するため、テレビ等による広報・啓発に取り組みとともに、コンビニや飲食店等における更なる啓発や飲酒運転防止教育について、関係機関・団体と連携しながら取り組み、「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という規範意識の定着を図ります。また、再発防止については、飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する診断の受診促進を引き続き図っていきます。
<p>③ 安全かつ快適な交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通の安全と円滑を図るため老朽化した信号制御機、信号柱の更新、摩耗した横断歩道等道路標示の塗り替えを行うなど、交通安全施設等の更新・整備を行います。特に、信号灯器用電球(白熱球)が令和10年3月末で生産終了となることから、前倒しで信号灯器のLED化を進めます。また、道路交通環境の変化等により、実態に合わなくなった交通規制の見直しを進めるなど交通安全施設等の適正管理にも引き続き取り組みます。
<p>④ 道路交通秩序の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の発生実態等の高度な分析に基づいた効果的な交通指導取締りを行うなど、交通事故の抑止に取り組みます。特に、横断歩行者妨害違反や通学路・生活道路における速度違反、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

4. 主な事業

環境生活部

≪（１）交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進≫

①交通安全企画調整事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費）

予算額：(R5) 1,237千円 → (R6) 1,451千円

事業概要：「第11次三重県交通安全計画」に基づき、市町や関係機関・団体と連携を図りながら交通安全対策を推進するとともに、SNS広告を活用するなどして、「三重県交通安全条例」に位置付けた、県民の皆さんの交通安全意識の向上や、自転車損害賠償責任保険等の加入促進を図ります。

②交通安全運動推進事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費）

予算額：(R5) 5,153千円 → (R6) 6,839千円

事業概要：関係機関・団体と連携して、四季の交通安全運動等における年間を通じた交通安全啓発活動（交通安全イベントの開催、ラジオによる広報等）を展開し、交通事故防止の徹底に向けた取組を推進します。

③（一部新）交通弱者の交通事故防止事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費）

予算額：(R5) 1,628千円 → (R6) 11,316千円

事業概要：高齢者や歩行者、自転車利用者等の交通弱者等を対象に、テレビ等を通じた「横断歩道の歩行者優先」など交通ルールの重点的な広報や、ヘルメット着用促進を含めた自転車安全利用の啓発活動に取り組み、交通安全意識の更なる向上を図ります。

④（一部新）交通安全研修センター管理運営事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費）

予算額：(R5) 44,634千円 → (R6) 50,742千円

事業概要：県交通安全研修センターにおいて、道路交通法の改正に準拠した設備への更新などを進め、幼児から高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象にした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。また、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図ります。

≪（２）飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進≫

①（一部新）飲酒運転^{ゼロ}0をめざす推進運動事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費）

予算額：(R5) 3,196千円 → (R6) 4,430千円

事業概要：「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」をふまえ、テレビ等を活用した広報とともに、酒類の販売や提供店等への重点的な啓発等により、飲酒運転根絶に向けた取組を進めます。また、飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する受診義務の通知、勧告、再勧告を行うとともに、引き続き、飲酒運転とアルコール問題に関する相談窓口を設置し、再発防止対策に取り組みます。

警察本部

《（３）安全かつ快適な交通環境の整備》

①交通安全施設整備事業

（第9款 警察費 第2項 警察活動費 4 交通安全施設整備費）

予算額：(R5) 1,773,892千円 → (R6) 3,904,831千円

事業概要：令和10年3月末で生産終了となる信号灯器用電球(白熱球)のLED化を前倒し
で進めます。また、老朽化した信号制御機、摩耗した横断歩道、その他の交通安全
施設等の更新・整備を行います。加えて、道路交通環境の変化等により実態
に合わなくなった交通規制の見直しを進めます。

《（４）道路交通秩序の維持》

①(新)交通警察費(AI を活用した交通事故の発生予測に基づく事故防止対策推進事業)

（第9款 警察費 第2項 警察活動費 3 交通指導取締費）

予算額：(R5) ー 千円 → (R6) 3,500千円

事業概要：AIが事故発生予測を行う「事故発生リスクAIアセスメント」サービスを導入し、
AIが瞬時に抽出した顕在的、潜在的な事故発生予測を活用するとともに、従来
の事故分析の精度を上げ、より効果的な事故防止対策につなげます。

施策3-3 消費生活の安全確保

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが消費生活に関する正しい知識を得て、商品やサービスを自主的かつ合理的に選択・利用できるよう、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発の取組が充実しています。また、トラブルに遭った場合でも、誰もが利用しやすい消費生活相談体制の構築が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 自主的かつ合理的な消費活動への支援

- ・県教育委員会等との連携により学校に講師を派遣し、生徒・学生が直接、消費者トラブルへの対処法等を学ぶ「青少年消費生活講座」を実施しています。また、若年者を対象に、ラジオパーソナリティによる高校訪問(6校)や、若年者に認知度の高い出演者による啓発動画をSNSで発信するなど、若年者が消費者被害に遭うことがないように注意喚起等を図っていきます。
- ・地域での高齢者等を対象とした啓発活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」へ積極的な情報提供を行うとともに、研修会を開催(4回)しました。今後、新規のリーダーを養成する講座や、在宅の高齢者への取組として事業者と連携し、牛乳配達時の啓発チラシ配付等を行っていきます。
- ・県民の皆さんにエシカル消費への理解を深めていただくとともに、行動変容につなげるきっかけとしていただけるよう、イベント等において啓発チラシの配布を行うなど情報提供を行っています。また、「みえ環境フェア」(12月)に出展するとともに、令和4年度に制作したエシカル消費啓発CMをSNS上で発信していきます。

② 消費者被害の救済、適正な取引の確保

- ・県消費生活センターにおいて、854件(9月末現在)の消費生活相談に対応し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等により、解決・救済につなげています。また、市町の相談担当者からの相談(市町ホットライン)に対して助言を行っています。
- ・国民生活センターが主催する研修会等に県の消費生活相談員を派遣するとともに、県・市町の相談員等を対象とした勉強会を毎月1回開催し、相談員の資質向上を図っています。また、「三重県消費生活相談員人材バンク」の活用を促し、市町の相談員の確保を支援しています。
- ・「特定商取引に関する法律」に基づき3件の指導を行うとともに、事業者面談を38件行っています。また、「不当景品類及び不当表示防止法」の規定に基づいた適正な表示がなされるよう、事前相談23件、調査8件、指導2件を行っています(件数は10月末現在)。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用するとした人の割合							①②	
—	79.3%	80.3%	—	81.3%	—	83.3%	—	
78.3%	75.7%	—	—	—	—	—	—	
消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合							②	
—	92.0%以上	92.0%以上	—	92.0%以上	—	92.0%以上	—	
88.9%	93.5%	—	—	—	—	—	—	
講習等の実施学校数(累計)							①	
—	47校	78校	—	109校	—	170校	—	
15校	36校	—	—	—	—	—	—	

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 自主的かつ合理的な消費活動への支援

- ・民法の成年年齢の引下げをふまえ、若年者向けの消費者教育・啓発を効果的に行うため、県教育委員会等との連携をより密接に行い、「青少年消費生活講座」を開催するとともに、若年者の参画を得るなど当事者意識を持てるような手法を活用したラジオでの情報提供やSNS上で動画を発信するなどの啓発に取り組みます。
- ・市町における高齢者等の見守り体制の充実に向けた取組を支援していく必要があるため、地域リーダーの新規養成を進めるとともに、既存の地域リーダーに対してフォローアップ研修の開催やタイムリーな情報提供を行います。
- ・令和4年度実施の消費者庁調査や令和5年度実施の県電子アンケート(e-モニター)によると、人や社会、地域、環境に配慮した消費活動であるエシカル消費の認知度がまだ低く、その普及啓発を図っていく必要があるため、イベント等へ出展するとともに、SNSや県ホームページ等を活用して啓発を行います。

② 消費者被害の救済、適正な取引の確保

- ・県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上に取り組む必要があるため、国民生活センターの研修等の活用、勉強会の開催により相談員の資質向上を図るとともに、顧問弁護士による法律相談を実施します。
- ・適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、「特定商取引に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」等に基づき、的確に事業者を監視・指導するとともに、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

4. 主な事業

≪（１）自主的かつ合理的な消費活動への支援≫

①消費者啓発事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費）

予算額：(R5) 20,073千円 → (R6) 18,898千円

事業概要：消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けて、成年年齢引下げや靈感商法等の悪質商法・定期購入等に係るトラブル対策等、消費者の関心が高いテーマを中心に、若年者や高齢者を対象とした「消費生活出前講座」等の開催や、さまざまな媒体の活用による情報提供など、各世代に応じた方法による消費者啓発・消費者教育を実施します。また、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動であるエンカル消費の意識の定着を図るため、さまざまな媒体の活用やセミナー等を実施するとともに、教育機関等と連携し、若年者への普及啓発に取り組みます。

②消費者行政推進事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費）

予算額：(R5) 15,588千円 → (R6) 15,434千円

事業概要：県、市町の相談員等を対象とした研修会を開催し、消費生活相談員の資質向上を図るとともに、弁護士等の活用により県・市町の消費生活センター等の専門性を確保し、県全体の相談対応能力の向上を図ります。また、消費者啓発地域リーダーの新規養成やフォローアップを実施し、地域における啓発活動や見守り活動を促進するとともに、国交付金の活用等により市町における消費者行政の推進を支援します。

≪（２）消費者被害の救済、適正な取引の確保≫

①相談対応強化事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費）

予算額：(R5) 25,286千円 → (R6) 27,984千円

事業概要：県消費生活センターに消費生活相談員を配置するとともに、研修の受講によりその資質向上を図ることで相談に迅速かつ的確に対応します。

②事業者指導事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費）

予算額：(R5) 6,337千円 → (R6) 7,075千円

事業概要：適正な商取引、商品表示等が行われるよう、不当商取引指導専門員を配置し、事業者に対して監視・指導を行うとともに、広域的に活動する悪質な事業者に対しては、国、近隣県等関係機関と連携し、実効性のある事業者指導を行います。また、事業者面談や事前相談を通じて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

施策4-1 脱炭素社会の実現

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ2050みえ」の推進などを通じて、県民一人ひとりや事業者等のさまざまな主体による環境配慮や環境経営、地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応などの取組が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名
・令和5年度の取組

① 気候変動の緩和の取組の促進

- ・脱炭素社会の実現に向けた県民運動の展開を図るため、脱炭素セミナーや「ミッションゼロ2050みえ推進チーム」トップチーム会議を開催します(令和6年1月開催予定)。また、事業者、市町等と連携して省エネ家電の普及促進や再配達防止などの「COOL CHOICE」を推進しています(みえ省エネ家電推進協力店舗:522事業所(10月末現在))。
- ・太陽光発電設備等の設置を促進するため、一括発注によるスケールメリットを生かして価格低減を図る「三重県太陽光発電設備等共同購入事業」を実施するとともに、国の交付金を活用して事業者および県民に対する太陽光発電設備等の設置補助を行っています。
- ・産業・業務部門の温室効果ガスの削減のため、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度の対象事業所に対して、計画書の進捗や脱炭素への取組状況等について個別にヒアリング調査等を実施しています(54事業所(10月末現在))。また、県内の中小企業4社に脱炭素経営に係るアドバイザーを派遣するなど、温室効果ガス排出量の見える化や削減目標の設定などを支援しています。
- ・県内市町の実効的な地域脱炭素の取組へとつなげていくため、環境省の「地域脱炭素ステップアップ講座」の採択を受け、県、市町で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」において、脱炭素に関する支援策、先進事例、民間企業との連携事例等の紹介、意見交換等を行っています(令和5年8月3日第1回開催、令和5年11月8日第2回、令和6年1月第3回開催予定)。
- ・県の事務事業に伴う温室効果ガスの削減のため、伊賀庁舎へPPA(電力販売契約)等を活用した太陽光発電設備の導入を進めるとともに、電気自動車の導入に併せてソーラーカーポートを整備し、ゼロカーボンドライブの推進を図ります。また、「三重県脱炭素社会推進本部」において、情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで全庁的に目標達成に向けた取組を推進しています(令和5年4月20日第1回開催、8月2日第2回開催)。

② 気候変動適応の取組の促進

- ・三重県気候変動適応センターと連携し、地球温暖化による気候変動やその影響について情報収集や分析を行うとともに、「三重県気候変動影響レポート」に取りまとめ情報発信を行い、県民の皆さんや事業者等の気候変動適応の取組を促進しています。また、県民の皆さんに気候変動対策をより身近なものとしてとらえていただくため、定期的に情報誌を作成し発信しています。
- ・地球温暖化による気候変動やその影響について理解を促進するため、津地方气象台と連携して三重県気候講演会をオンラインで開催します(令和5年11月開催)。

③ 環境教育・環境学習の推進

- ・地球温暖化等の環境問題を自分ごととして捉え、自ら行動する人づくりに向けて、県環境学習情報センターにおいて、学校等の見学や、子どもから大人までが体験や工作等を通じて環境や自然に対する意識を高め、地域の活動につなげるための環境講座、出前講座を開催しています。また、環境学習地域リーダー養成講座を開催し、広く環境に関する知識を身につけた地域で環境学習の推進を担える人材を育成しています(参加者9,914人(10月末現在))。

・三重県地球温暖化防止活動推進センターを拠点として、三重県地球温暖化防止活動推進員が実施する出前講座やイベント等の地球温暖化防止に係る普及啓発活動を支援し、温室効果ガス削減活動の推進を図っています(参加者 2,055 人(10 月末現在))。

④ 事業者による環境配慮の促進

・大規模な太陽光発電の開発事業等、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、環境に与える負荷をできるだけ回避・低減し、環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者に対して指導を行っています。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
県域からの温室効果ガス排出量(千 t-CO2)						①	
—	23,146 千 t-CO2 (2年度)	22,376 千 t-CO2 (3年度)	—	21,606 千 t-CO2 (4年度)	—	20,066 千 t-CO2 (6年度)	—
23,916 千 t-CO2 (元年度)	23,117 千 t-CO2 (2年度)	—	—	—	—	—	—
脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数(累計)						①	
—	60 事業所	525 事業所	—	530 事業所	—	540 事業所	—
19 事業所	521 事業所	—	—	—	—	—	—
環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)						③	
—	15,000 人	30,000 人	—	45,000 人	—	75,000 人	—
—	30,493 人	—	—	—	—	—	—

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 気候変動の緩和の取組の促進

- ・脱炭素社会の実現に向け、「三重県地球温暖化対策総合計画」の温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、県民の皆さん、事業者、市町、三重県地球温暖化防止活動推進センター等さまざまな主体と連携し、国が新たに進める省エネ家電、電気自動車、省エネ住宅、自家消費型太陽光発電施設の導入促進などの「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)」の県内での展開を図り、その定着を促進します。
- ・温室効果ガス排出量の多い産業・業務部門における取組は今後も重要であることから、地球温暖化対策計画書制度の対象となる各事業所にアドバイザーを派遣し、取組状況の確認や国の補助制度等の情報提供、助言を行うことで、事業者の自主的な取組を一層促進します。また、脱炭素経営に取り組む意欲のある中小企業等に対しては、パリ協定の求める水準の中長期的な温室効果ガス排出削減目標の設定やその取組等の支援を行います。
- ・県自らも温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む必要があるため、県有施設へ自家消費型太陽光発電施設と電気自動車を導入し、使用電力の脱炭素化と電気自動車の運行に太陽光発電の電力を活用するゼロカーボンドライブを推進します。また、「三重県脱炭素社会推進本部」において、庁内で情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで全庁的に目標達成に向けた取組を推進します。

② 気候変動適応の取組の促進

- ・気候変動による自然災害や農林水産業等への影響を回避・軽減する適応の取組を進めるため、引き続き、三重県気候変動適応センターと連携し、気候変動やその影響について、情報の収集や分析、情報発信を行うとともに、県内の気候変動影響に関する情報を取りまとめた情報誌を定期的に作成し、広く県民の皆さん等に提供することで、それぞれの主体における気候変動適応の取組を促進します。

③ 環境教育・環境学習の推進

- ・環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向けて、引き続き、県環境学習情報センター等において、四日市公害の歴史等をふまえつつ、気候変動など近年の課題も含めて、知識だけでなく、体験を通じて、環境問題への気づき、環境配慮への行動を促進するような環境教育・環境学習に取り組めます。

④ 事業者による環境配慮の促進

- ・環境に与える負荷を低減し、持続可能な社会を構築するため、再生可能エネルギーの導入等の大規模な開発事業等が環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者に対して適切な指導を行っていきます。

4. 主な事業

《 (1) 気候変動の緩和の取組の促進 》

①(一部新)脱炭素社会推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R5) 32,054 千円 → (R6) 248,480 千円

事業概要:国が新たに進める「デコ活」の県内での展開を図るため、事業者、市町等と連携し、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方」に関する製品・サービス・情報を効果的・効率的に発信するとともに、自家消費型太陽光発電設備の導入促進など、社会実装につなげていきます。

②地球温暖化対策普及事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R5) 14,930 千円 → (R6) 15,997 千円

事業概要:「地球温暖化対策計画書制度」の対象となる温室効果ガス排出量の多い事業者に対して、脱炭素化に関する情報提供や助言などを行うことにより、事業者の自主的な取組を促進します。また、脱炭素経営に取り組む意欲のある中小企業等に対して、温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定支援等を行い、原材料の調達から廃棄に至る企業活動全体での温室効果ガス排出量の削減につなげます。

③県有施設脱炭素化推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R5) 234,380 千円 → (R6) 83,161千円

事業概要:県自らが脱炭素化に取り組むことで、社会変革を先導し、地域脱炭素社会づくりの取組を推進するため、県有施設への自家消費型再生可能エネルギーの導入やゼロカーボンドライブを進めます。

≪ (2) 気候変動適応の取組の促進 ≫

①気候変動適応事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R5) - 千円 → (R6) 3,941 千円

事業概要:県民の皆さん、事業者、市町の気候変動適応に関する理解を深めるために、セミナーの開催等による普及啓発を行います。また、県民の皆さんに気候変動対策をより身近なものとしてとらえてもらうため、三重県気候変動適応センターと連携し、地球温暖化による本県の気候変動やその影響に関する情報を定期的に発信します。さらに、熱中症対策を一層強化するため改正された「気候変動適応法」に基づいて、関係部局や市町と連携した取組を行います。

≪ (3) 環境教育・環境学習の推進 ≫

①環境行動促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境総務費)

予算額:(R5) 4,593 千円 → (R6) 6,974 千円

事業概要:脱炭素社会づくりに向けた県民運動を促進するため、三重県地球温暖化防止活動推進センターを拠点とした地球温暖化防止活動推進員による活動を支援します。また、学校や企業と連携した啓発活動、県民の皆さん一人ひとりの環境に配慮した行動変容を促すための取組を通じて、温室効果ガスの排出削減等に取り組めます。

②環境学習情報センター運営事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1 環境総務費)

予算額:(R5) 32,070千円 → (R6) 32,164千円

事業概要:環境教育・環境学習を推進するため、県環境学習情報センターを拠点として、環境講座や環境保全に関するイベントの開催や指導者の育成、環境に関する情報提供等を行います。

《（４）事業者による環境配慮の促進》

①環境影響・公害審査事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1 環境総務費）

予算額：(R5) 1,133 千円 → (R6) 974 千円

事業概要：環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業等について、事業者において適切な環境配慮が行われるよう、環境影響評価の取組を促進します。また、公害事前審査や公害紛争処理に係る制度を適切に運用します。

施策4-2 循環型社会の構築

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な循環型社会の構築に向け、さまざまな主体による「3R+R」の取組が定着し、事業者による主体的な資源循環の取組が進み、循環関連産業の振興が図られるとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に向けた取組が推進されています。また、廃棄物の適正処理や不法投棄の未然防止に向けた取組が進み、廃棄物処理に対する県民の皆さんの安心感が高まっています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① パートナーシップで取り組む「3R+R」

・市町や関係団体と連携し、市町のごみ分別アプリを活用するなど、さまざまな機会をとらえて資源循環に資する普及啓発を行っています。
・「資源のスマートな利用」を推進するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」により、事業者の自主的な取組を促進しています(1,267事業所(10月末現在))。

② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

・産業廃棄物税を財源として、排出事業者や処理業者による産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、温室効果ガスの排出削減等が積極的に進められるよう、研究開発や設備機器の設置等に係る支援を行っています(補助件数8件/年(10月末現在))。
・循環関連産業の振興を図るため、セミナー等を通じた人材育成、DX推進、新規事業支援に取り組んでいます。

③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

・廃棄物処理の安全・安心を確保するため、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理に取り組んでいます。
・大規模災害時に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑に処理できるよう、市町や関係団体と共に仮置場の設置・運営の実地訓練を行うなど、現場対応力を高める人材育成を進めています。
・不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、これまでの取組に加え、スマホ110番の導入や自動運用型ドローンによる監視手法の実証事業に取り組んでいます。また、解体工事に伴って排出される建設系廃棄物の対策として、排出事業者の意識向上に資する取組や解体工事に係る法令を所管する関係機関等との連携を進めています。
・過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等を行った4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)については、安全・安心を確保するため、モニタリング等を実施しています。

④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

・プラスチックごみ対策については、マテリアルリサイクルの促進を図るため、排出事業者が容易に参加でき、リサイクル事業者が効率的に使用済みプラスチックを確保できるオンライン上のマッチングシステムの構築を進めています。
・海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用した「楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト」を実施するなど、県民の皆さんが楽しみながらできる取組を通じて、散乱ごみ対策に取り組んでいます。
・三重県食品提供システム「みえ～る」の活用を通じて食品ロスの削減を促進するため、参加企業・団体の拡大に取り組んでいます(登録88事業所、提供20,002kg(10月末現在))。また、小売店や飲食店と連携し、食品ロスの削減に向けた啓発に取り組んでいます。

・廃棄量の増加が懸念される太陽光パネル等の製品について、関連産業の振興および循環的利用に係る体制構築に向け、処理実態や将来の排出見込み等の把握を進めています。

⑤ 人材育成とICTの活用

・みえ産廃申請案内チャットボットや電子申請窓口の運用を行い、手続きのDXを推進しています。
 ・事業者等を対象に、資源の循環的な利用やICTの活用を促進するため、セミナー等を開催します。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
廃プラスチック類の再生利用率							①②④	
—	63% (3年度)	65% (4年度)	—	67% (5年度)	—	73% (7年度)	—	
61.3% (2年度)	60.6% (3年度)	—	—	—	—	—	—	
カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数(累計)							④	
—	100 事業者	150 事業者	—	200 事業者	—	300 事業者	—	
61 事業者	148 事業者	—	—	—	—	—	—	
適正に管理されないおそれのあるPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に関する指導率							③	
—	100%	100%	—	100%	—	100%	—	
92%	100%	—	—	—	—	—	—	
建設系廃棄物の不法投棄件数							③	
—	10 件以下	10 件以下	—	10 件以下	—	10 件以下	—	
12 件	11 件	—	—	—	—	—	—	

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① パートナーシップで取り組む「3R+R」

・県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識をさらに高め、行動につなげてもらうため、減量化・リサイクルに役立つ情報を市町や関係団体と共有し、連携して発信していきます。
 ・事業者による自主的な取組を一層促進するため、優良な取組の情報発信を積極的に行いながら「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の更なる普及に取り組めます。

② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

・動脈産業と静脈産業が連携し、産業を支える資源として廃棄物の循環的利用を促進するとともに、カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資するため、産業廃棄物税を財源とした補助制度を継続的に見直しつつ、設備機器の設置等を促進します。
 ・資源の循環利用等により地域における経済の好循環を生み出すよう、セミナー等を通じた人材育成、DXの推進による循環関連産業の振興に向けた取組を進めます。

③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

- ・排出事業者責任の徹底に向けて、優良認定処理業者への委託や、関係機関と連携した産業廃棄物処理業者の優良認定の取得を一層促進します。ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう、PCB特別措置法に基づく指導等を徹底します。
- ・災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上や、混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、市町、関係団体と連携し、市町の仮置場候補地で実地訓練を実施するなど、人材育成に取り組みます。
- ・産業廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たず、特に建設系廃棄物の割合が高い状況にあることから、監視カメラや不法投棄通報システム等を積極的に活用した的確かつ効率的な監視・指導を行うほか、引き続き、ICTを活用した効率的・効果的な監視指導方法の検討に取り組みます。また、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物については、建設(解体)工事の元請業者に対する研修会の開催等による排出事業者等の意識向上に資する取組を進めます。
- ・行政代執行を終了した4事案について、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するため、引き続きモニタリング等の実施により、安全・安心を確保します。

④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

- ・更なる脱炭素化に向け、プラスチックのリサイクルを促進するため、事業者、市町と連携し、高品質かつ効率的なリサイクル事業の実施に向けた検討を進めます。
- ・海洋プラスチックごみ対策として、楽しみながらできる取組を通じて継続的な散乱ごみ対策を行います。
- ・食品ロスの削減対策を継続的に進めていくため、引き続き、三重県食品提供システム「みえ〜る」の運用拡大に取り組むとともに、小売店や飲食店等と連携した普及啓発に取り組みます。
- ・使用済み太陽光パネルについて、処理実態や将来の排出見込等をふまえ、関連事業者と連携し、効率的な回収からリサイクルまでの仕組みの構築に向けた取組を進めます。

⑤ 人材育成とICTの活用

- ・動静脈連携や脱炭素化、DXの推進など、資源循環を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることから、事業者自らが新たな取組を進められるようセミナー等を開催します。

4. 主な事業

≪ (1) パートナーシップで取り組む「3R+R」 ≫

①「ごみゼロ社会」実現推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R5) 49,027千円 → (R6) 54,645千円

事業概要:廃棄物の「3R+R」を促進するため、市町のごみ分別アプリを活用するなど、さまざまな機会をとらえて、ごみの減量や資源循環に関する情報を発信します。また、RDF製造団体の新たなごみ処理体制への円滑な移行のため、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を行うなど、市町等が設置する一般廃棄物処理施設の円滑な整備に向けた技術的支援等を行います。

≪ (2) 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進 ≫

①地域循環高度化促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R5) 202,052千円 → (R6) 252,053千円

事業概要:地域の廃棄物を資源としてとらえ、地域での一層の有効活用と資源循環の高度化を促進するため、産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、地球温暖化対策等に取り組む県内事業者に対して、その経費の一部を補助します。

≪ (3) 廃棄物処理の安全・安心の確保 ≫

①産業廃棄物適正処理推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R5) 96,942千円 → (R6) 96,177千円

事業概要:産業廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物処理に対する県民の皆さんの安全・安心を確保するため、産業廃棄物処理業等に係る許可申請等の厳正な審査を行うなど法令等に基づいた確かな運用を図るとともに、県内で排出される産業廃棄物が、遵法性や事業の透明性等の基準に適合した優良認定処理業者で処理されることを促進します。

②(一部新)災害廃棄物適正処理促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R5) 14,594千円 → (R6) 15,080千円

事業概要:災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上および大量に発生する混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、専門知識の習得に向けた研修会の開催や図上演習等を実施するとともに、発災時に住民が実際に廃棄物を搬入する仮置場候補地において、設置や運営の現地訓練を新たに実施するなど、人材の育成を進めます。

③不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R5) 82,421千円 → (R6) 96,322千円

事業概要:不法投棄の未然防止および早期発見のため、遠隔操作型監視カメラやドローン、不法投棄通報システム(スマホ110番)などICTを活用した監視手法により、効率的・効果的な監視指導を行うとともに、新たに小型監視カメラ等を導入し、市町や自治会等と連携した取組を進めます。また、建設系廃棄物対策として、研修会に加え、解体工事に係る「法令周知マンガ」の多言語化等による一層の活用促進を図ります。

④環境修復後の保全管理事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R5) 63,400千円 → (R6) 62,787千円

事業概要:環境修復を行った4事案について、地域住民の安全・安心を確保するため、行政代執行で整備した工作物の点検や水質モニタリング等を実施し、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認します。

≪ (4) 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決 ≫

①プラスチック対策等推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R5) 36,715千円 → (R6) 12,863千円

事業概要:プラスチックの資源循環を促進するため、排出事業者とりサイクルを行う事業者をつなぐオンライン上のマッチングシステムの運用を開始します。また、海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用したごみ拾い活動の見える化など、楽しみながらできる取組を通じて散乱ごみ対策を進めます。

②食品ロス削減推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R5) 13,006千円 → (R6) 16,010千円

事業概要:まだ食べられる食品の活用により生活困窮者等を支援する三重県食品提供システム「みえ〜る」について、関係団体等と連携し、運用拡大に取り組みます。さらに、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、飲食店等と連携して、売れ残りや食べ残しによる食品ロスの削減に向けた普及啓発を進めます。

③(一部新)CO₂削減のための高度な技術を活用したリサイクル等促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R5) 13,346千円 → (R6) 22,494千円

事業概要:プラスチックの高度なりサイクルを促進するため、事業者、市町と連携し、家庭等で使用した食品トレイを小売店等において高品質かつ効率的に回収し、再び食品トレイにリサイクルする「トレイ to トレイ」のモデル事業を実施します。また、廃棄処理が懸念される使用済み太陽光パネルについて、効率的な回収や高度なりユース・リサイクル事業への新たな参入を促進するため、関連事業者との意見交換の場を設けるとともに、再生資源の活用に向けた調査を実施します。

≪ (5) 人材育成とICTの活用 ≫

①循環型社会形成施策推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R5) 3,485千円 → (R6) 22,174千円

事業概要:さまざまな主体による持続可能な循環型社会の構築に向けた取組を促進するため、動静脈連携や脱炭素化、DXの推進に関する国や県の動向、事業者の先進事例等について情報共有を図るセミナーを開催します。また、「三重県循環型社会形成推進計画」の取組の点検・評価を行うとともに、次期計画の策定のための基礎資料とするため、産業廃棄物の発生および処理状況の実態を調査します。

施策4-4 生活環境の保全

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

安全・安心で快適な生活を営める環境の保全に向け、事業者のコンプライアンス意識の醸成が図られるとともに、さまざまな主体による環境保全活動が拡大しています。また、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 大気・水環境等の保全

- ・良好な環境を確保するため、大気環境や水環境の常時監視等により環境基準等の適合状況を確認しています。
- ・大気、水質の対象工場等や土砂等の埋立て場所等への立入検査を行い、排出基準等の遵守を確認するとともに、コンプライアンスを徹底するよう指導しています。

② 生活排水処理施設の整備促進

- ・関係機関と連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいた生活排水処理施設の整備を促進しています。
- ・補助制度による合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽が適正管理されるよう指導しています。

③ きれいで豊かな海の再生

- ・「きれいで豊かな海」の実現に向け、第9次水質総量削減計画に基づき、農林水産部、県土整備部等と連携し、県内の流域下水処理場における栄養塩類管理運転の試行とその効果の検証、生物生産に適正な栄養塩類等に関する調査研究、松阪市地先における干潟・浅場造成、県民の皆さんに向けた事業成果の情報発信等の取組について、進捗管理を行っています。

④ 海岸漂着物対策の推進

- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物の発生抑制対策や回収・処理の取組を推進しています。
- ・伊勢湾流域圏で効果的な対策を実施するため、岐阜県・愛知県と共同して広域的な地域計画の策定を進めています(令和5年度末策定予定)。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
環境基準達成率							①	
—	94.3%	95.2%	—	96.2%	—	98.1%	—	
90.5%	89.5%	—	—	—	—	—	—	
生活排水処理施設の整備率							②	
—	89.3%	90.3%	—	91.3%	—	93.1%	—	
88.2%	89.0%	—	—	—	—	—	—	

「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数						③	
—	4取組	5取組	—	6取組	—	7取組	—
3取組	6取組	—	—	—	—	—	—
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数						④	
—	18,500人	19,500人	—	21,000人	—	24,000人	—
17,496人	23,252人	—	—	—	—	—	—

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 大気・水環境等の保全

- ・大気環境はおおむね良好な状態を維持していますが、令和5年度も光化学スモッグ予報を発令しており、今後も常時監視などを継続し、大気汚染物質の濃度が上昇した際には予報等の発令による注意喚起を行います。
- ・河川や海域における環境基準達成率は、近年改善傾向にありますが、適合状況を確認するため常時監視を継続して実施するとともに、監視項目や測定頻度等についても検討を行います。
- ・大気・水環境保全に関する規制の合理化の検討を進めるとともに、工場・事業場への立入検査を行い、コンプライアンスの徹底を指導します。また、建物の解体時等におけるアスベスト飛散の未然防止対策に取り組みます。

② 生活排水処理施設の整備促進

- ・生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、令和4年度末の整備率は全国平均の92.9%と比較すると89.0%と低い状況であるため、引き続き、補助制度を活用した合併処理浄化槽への転換を促進し、整備率の向上に努めます。
- ・浄化槽の適正管理を促進するため、法定検査の受検率向上に取り組みます。

③ きれいで豊かな海の再生

- ・良好な水質と生物生産性が調和両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、総合的な水環境改善に取り組んでいく必要があることから、引き続き、関係機関との連携を強化し、流域下水処理場における栄養塩類管理運転、生物生産に適正な栄養塩類等に関する調査研究、藻場・干潟及び浅場の保全・再生に関する取組等の進捗管理を行います。

④ 海岸漂着物対策の推進

- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」による回収処理・発生抑制対策を継続することに加え、令和5年度末に策定予定の「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(仮称)」により、流域圏での広域的な海洋ごみの発生抑制対策を展開していきます。

4. 主な事業

《(1) 大気・水環境等の保全》

① 大気テレメータ維持管理事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R5) 159,109千円 → (R6) 117,577千円

事業概要:大気環境測定局の自動測定機器等の保守および更新を行い、大気汚染の状況をモニタリングするとともに、濃度上昇の際は予報等の発令を行います。また、排出ガス量が多い工場の常時監視を行います。

②工場・事業場大気規制事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R5) 8,451千円 → (R6) 9,499千円

事業概要:「大気汚染防止法」等の規制対象工場に立入検査を行い、施設の適正な維持管理を指導するとともに、有害大気汚染物質の県内の状況を把握するため、調査等を実施します。また、「三重県生活環境の保全に関する条例」に係る規制の合理化に関する検討を行います。

③アスベスト飛散対策事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R5) 991千円 → (R6) 7,614千円

事業概要:アスベストによる健康被害の発生を未然に防止するため、建築物の解体現場等の監視・指導を行うとともに、アスベスト使用建築物等の把握を進めます。

④河川等公共用水域水質監視事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R5) 22,803千円 → (R6) 26,158千円

事業概要:公共用水域等の継続的な水質監視を行うことにより、県内の河川、海域および地下水の環境基準の達成状況や推移を把握し、その結果を水質改善のための必要な施策に反映させるとともに、監視項目や測定頻度等についても検討を行います。

⑤土砂条例施行事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R5) 5,819千円 → (R6) 7,747千円

事業概要:「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき厳正に審査するとともに、不適切な土砂等の埋め立て等が行われないよう必要な指導を行います。また、令和2年4月の条例施行後の社会情勢や運用上の課題をふまえ、条例等の見直しの検討を行います。

≪ (2) 生活排水処理施設の整備促進 ≫

①浄化槽設置促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R5) 131,629千円 → (R6) 118,645千円

事業概要:下水道と同等の処理能力を有する浄化槽や高度処理型浄化槽について、設置者に補助を行う市町や、公営事業として高度処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対して、助成を行うことにより生活排水処理施設の整備率向上を図ります。

②生活排水総合対策指導事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R5) 7,122千円 → (R6) 4,791千円

事業概要:生活排水の総合的な推進のため、「生活排水処理アクションプログラム(三重県生活排水処理施設整備計画)」に基づき、関係部局が連携し、進行管理を行います。また、浄化槽の適正管理のため、指定検査機関等と連携し、浄化槽法定検査の受検率向上に取り組めます。

≪ (3) きれいで豊かな海の再生 ≫

①「きれいで豊かな海」推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R5) 16,614千円 → (R6) 16,635千円

事業概要:環境基準の達成と生物生産性、生物多様性が調和両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、第9次水質総量削減計画に基づき、流域下水処理場における栄養塩類管理運転の試行と効果の検証等、農林水産部、県土整備部と連携して取り組めます。また、「三重県きれいで豊かな海」協議会において、各種施策の推進と進捗管理を行います。

≪ (4) 海岸漂着物対策の推進 ≫

①(一部新)海岸漂着物対策推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R5) 82,322千円 → (R6) 92,048千円

事業概要:「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物の発生抑制対策および回収・処理の取組を推進するとともに、三県一市等との連携により普及啓発活動を実施します。さらに、令和5年度末策定予定の「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(仮称)」により、三県で連携して広域的な海洋ごみの発生抑制対策を実施していきます。

施策 11-4 水の安定供給と土地の適正な利用

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

将来にわたって安定的な水源が確保され、安全で安心な水を使用できるよう市町、関係機関等と連携した供給体制が確保されています。

また、災害に備えた強靱な県土を次世代に引き継いでいくため、地籍調査などの取組が着実に進み、計画的かつ適正な土地の利用および管理が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 水資源の確保と水の安全・安定供給

・市町の水道施設整備については、生活基盤施設耐震化等交付金を活用して主要施設の整備や耐震化等を促進しています。(交付金事業:企業庁および12市町 21 事業)

・県内の市町水道事業者等を構成員とする県水道事業基盤強化協議会等を開催し、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するため、「三重県水道広域化推進プラン」に基づき基盤強化につながる広域化の可能性について検討を進めています。

・県が供給する水道用水、工業用水については、「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新を計画的に推進するとともに、適切な維持管理に取り組んでいます。

② 適正な土地の利用および管理

・土砂災害警戒区域など優先度が高いと考えられる地区に重点を置くとともに、予算の確保に向けた国への要望活動を行っています。また、市町を対象とした研修会やヒアリング等を通じて効率的な手法のさらなる活用の働きかけや、公共事業で得られる測量成果の活用など市町や関係部局と連携して効率的・効果的な地籍調査を推進しています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業		
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
基幹管路の耐震適合率							①	
—	42.8%	43.5%	—	44.1%	—	45.2%	—	
42.0%	42.9%	—	—	—	—	—	—	
浄水場の耐震化率							①	
—	91.8%	95.9%	—	95.9%	—	100.0%	—	
91.8%	91.8%	—	—	—	—	—	—	

新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合						②	
—	20.0% (4市町 /20市町)	40.0% (8市町 /20市町)	—	60.0% (12市町 /20市町)	—	100.0% (20市町 /20市町)	—
—	20.0% (4市町 /20市町)	—	—	—	—	—	—

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 水資源の確保と水の安全・安定供給

- ・県内の水道事業については、基幹管路の耐震適合率は全国平均と比較して低いことから、引き続き、生活基盤施設耐震化等交付金を活用して、施設整備や耐震化等の機能強化を促進します。
- ・人口減少など社会情勢が変化する中で、将来にわたり県内水道事業者が持続可能な事業運営ができるよう、広域化等水道事業基盤強化の取組を進めます。
- ・県が供給する水道用水、工業用水を安全・安定に供給する必要があるため、引き続き、浄水場等の主要施設や管路の耐震化および電気・機械設備の老朽化対策などを実施するとともに、適切な維持管理に取り組めます。

② 適正な土地の利用および管理

- ・地籍調査の令和4年度末時点における進捗率は9.9%であり、全国平均を大きく下回っています。土砂災害警戒区域など優先度が高いと考えられる地区に重点を置くとともに、予算の確保に向けた国への要望活動を行います。また、市町を対象とした研修会やヒアリング等を通じて効率的な手法のさらなる活用の働きかけや、公共事業で得られる測量成果の活用など、引き続き、市町や関係部局と連携して効率的・効果的な地籍調査を推進します。

4. 主な事業

地域連携・交通部

≪ (1) 水資源の確保と水の安全・安定供給 ≫

① 工業用水道事業会計出資金

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)

予算額:(R5) 319,558千円 → (R6) 304,927千円

事業概要: 県勢振興のために確保している水源の工業用水に係る管理費等について、一般会計から工業用水道事業会計に出資します。

≪ (2) 適正な土地の利用および管理 ≫

② 地籍調査費負担金

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)

予算額:(R5) 176,235千円 → (R6) 484,737千円

(参考:(R5) 333,399千円 ※令和4年度2月補正含みベース)

事業概要: 土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍調査を実施する市町に対して、その取組を支援します。

環境生活部

《（１）水資源の確保と水の安全・安定供給》

①水道事業等指導事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R5) 4,709千円 → (R6) 49,673千円

事業概要：県民の皆さんに対し、安心して飲める水が安定的に供給されるよう、水道の施設整備や事業経営および施設の維持管理についての指導監督を行います。また、県内の水道事業が将来にわたり経営環境を維持していけるよう水道基盤強化の取組を促進します。

②生活基盤施設耐震化等補助金

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R5) 1,584,091千円 → (R6) 1,225,055千円

事業概要：水道事業を行う市町等に対し、国交付金を財源とした助成を行い、水道施設の耐震化や老朽化対策および水道事業の広域化の取組を支援します。

③水道事業会計支出金

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R5) 432,513千円 → (R6) 100,337千円

事業概要：水道広域化施設等に対し、一般会計から水道事業会計に出資・補助を行い、地方公営企業の経営健全化を促進し、その経営基盤の強化を図ります。

企業庁

《（１）水資源の確保と水の安全・安定供給》

①水道施設改良事業

予算額：(R5) 6,827,740千円 → (R6) 7,506,797千円

事業概要：水道用水を安定的に供給するため、北中勢および南勢志摩水道用水供給事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新等を計画的に行います。

②工業用水道施設改良事業

予算額：(R5) 4,149,093千円 → (R6) 4,400,354千円

事業概要：工業用水を安定的に供給するため、北伊勢、中伊勢および松阪工業用水道事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新等を計画的に行います。

施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・県人権センターでのパネル展示や、テレビ・ラジオやインターネット等を通じた啓発、街頭啓発、イベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しています。
- ・人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を調査し、県ホームページ等で情報を発信するとともに、自治会等で開催される研修会へ講師を派遣するなど、地域での取組の促進を図っています。
- ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(以下「差別解消条例」)で新たに規定された基本理念や人権問題をめぐる状況の変化をふまえ、人権施策基本方針および行動プランの改定作業を進めています。

② 人権教育の推進

- ・人権教育の取組を通じて、多くの子どもたちが人権を守るための行動をしたいと考えるようになった一方で、人権問題によって学習の実施状況に差がみられることから、効果的な学習方法等を紹介する資料を作成しています(10月末現在 監修会議および作成検討委員会による会議の開催数6回)。
- ・人権問題を解決するための手段に関する考え方など、人権問題に関する教職員意識調査から明らかになった課題をとらえ、教職員研修の充実を図っています(管理職研修会551人参加等)。
- ・差別解消条例をふまえ、学校における人権教育を一層推進するため、三重県人権教育基本方針を改定します。

③ 人権擁護の推進

- ・県人権センターにおいて関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上に取り組んでいます。
- ・多様化・複雑化する人権相談に的確に対応することができるよう、県人権センターにアドバイザー(弁護士・臨床心理士)を配置しています。
- ・インターネット上の差別的な書込みを早期に発見し、削除要請等の対応を行うネットモニタリング事業を実施しています。また、SNSで、ネット利用者に直接働きかける広告により、差別的な書込みの未然防止に努めています。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数							①	
—	40,400人	41,800人	—	43,200人	—	46,000人	—	
39,312人	38,754人	—	—	—	—	—	—	
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合							②	
—	89.5%	92.1%	—	94.7%	—	100%	—	
86.9%	93.1%	—	—	—	—	—	—	
人権に係る相談体制の充実に向けた取組							③	
—	相談体制 の充実 に向けた 検討	相談体制 の充実	—	相談体制 の充実	—	相談体制 の充実	—	
相談体制の 確保	相談体制 の構築	—	—	—	—	—	—	

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・県民の皆さんの人権意識は高まりつつあるものの、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。このため、啓発ポスターの作成やテレビ・ラジオでのスポット放送を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」や、被差別当事者等による講演会、絵本の読み聞かせ等の「感性に訴える啓発」など、効果的な手法や開催方法を工夫し、人権啓発の推進に取り組みます。
- ・令和4年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」によると差別解消条例について、特に、20歳代の若い世代の認知度が低いことから、若者世代をターゲットにしたSNS等を活用した啓発に取り組みます。
- ・より多くの方に参加してもらえるよう、講演会のオンライン開催や社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等を開催するとともに、地域の学習会への講師派遣等により人権が尊重されるまちづくりを推進します。

② 人権教育の推進

- ・子どもたちが自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会を確保し、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育みます。
- ・差別解消条例の趣旨をふまえ、子どもたちが人権問題の解決につながる行動をとれる力を身につけられるよう、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を行います。
- ・改定した三重県人権教育基本方針のもと、学校における人権教育を積極的に推進するため、教職員が個別的な人権問題について理解を深め、その解決につながる教育活動を展開できるよう、さまざまな人権問題の現状や取組の方向性を示した指導資料を作成し、教職員に配付します。

③ 人権擁護の推進

- ・人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関の相談員の資質向上を図るための研修等を実施するとともに、相談機関のネットワークを充実し、相談窓口相互の連携を強化します。
- ・引き続き、県人権センターにアドバイザーを配置するとともに、幅広く人権相談を受けるため、新たにSNSによる人権相談を実施し、相談方法の拡充を図ります。
- ・SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されることから、引き続き、モニタリングを実施し、差別的な書込みを早期に発見し、削除要請するなど拡散防止に努めます。また、差別的な書込みの未然防止について、テレビCM等により幅広く周知・啓発します。

4. 主な事業

環境生活部

≪（１）人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進≫

①人権施策総合推進事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費）

予算額：(R5) 2,359千円 → (R6) 1,639千円

事業概要：人権が尊重される社会を実現していくため、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(改定中)に基づき、人権施策の進捗管理を行います。

②人権文化のまちづくり創造事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費）

予算額：(R5) 786千円 → (R6) 786千円

事業概要：人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域において展開されるよう、地域の団体等が主体的に開催する研修会等への講師派遣による支援を行います。

③隣保館運営費等補助金

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費）

予算額：(R5) 249,083千円 → (R6) 249,092千円

事業概要：市町が設置する隣保館において、相談事業、啓発および広報活動、地域交流等の隣保事業が推進されるよう支援します。

④人権啓発事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費）

予算額：(R5) 20,534千円 → (R6) 20,420千円

事業概要：県民の皆さん一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会の開催やスポーツ組織との連携による啓発等を行うとともに、地域の実情に応じた啓発活動を展開することができるよう、市町の取組に対する支援を行います。

⑤同和問題等啓発事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額:(R5) 10,571千円 → (R6) 11,007千円

事業概要:部落差別(同和問題)をはじめとする人権課題について県民の皆さんの理解と認識を深め差別のない社会を実現するため、さまざまな媒体の活用やポスター等、多様な手法による啓発を実施します。

⑥(一部新)人権センター管理運営費

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額:(R5) 55,893千円 → (R6) 497,829千円

事業概要:人権に関する啓発・研修等の拠点施設である県人権センターの管理運営を行います。また、老朽化に伴う施設の改修を行うとともに、展示内容の見直しのための検討会を立ち上げます。

《 (3) 人権擁護の推進 》

①インターネット人権モニター事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額:(R5) 2,120千円 → (R6) 2,002千円

事業概要:インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請を行うとともに、差別事象の分析を実施します。また、モニタリング説明会を実施するとともに、差別的な書き込みなどを未然に防止するための啓発に取り組みます。

②(一部新)人権相談、調査・研究事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額:(R5) 8,262千円 → (R6) 10,019千円

事業概要:県人権センターにおいて関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、弁護士による専門的な相談(法律相談)を実施します。また、新たにSNSによる人権相談を実施します。

③差別解消条例推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額:(R5) 12,578千円 → (R6) 4,395千円

事業概要:人権問題を円滑かつ適切に解決するため、引き続き、県人権センターにアドバイザーを配置し、質の高い相談対応を進めます。また、不当な差別に係る紛争解決のため、「三重県差別解消調整委員会」を運営します。

教育委員会

《（２）人権教育の推進》

①人権感覚あふれる学校づくり事業

（第 10 款 教育費 第1項 教育総務費 6 人権教育費）

予算額：(R5) 648千円 → (R6) 664千円

事業概要：教育活動全体を通じて、子ども一人ひとりの存在や思いが大切にされる「人権感覚あふれる学校づくり」が進められるよう、人権学習指導資料の効果的な活用や人権教育カリキュラムの改善等について研究を行い、その成果を報告書や研修等で全ての県立学校に広めます。

②人権教育研究推進事業

（第 10 款 教育費 第1項 教育総務費 6 人権教育費）

予算額：(R5) 2,018千円 → (R6) 2,113千円

事業概要：三重県人権教育基本方針に基づき「人権感覚あふれる学校づくり」を進めるため、学校や中学校区を指定し、差別解消に向けた意欲を育む学習活動等の研究を行い、その取組手法や指導内容等の普及を図ります。校種間で協働して人権教育の授業研究を行い、子どもに権利の主体者としての意識を育むとともに、差別解消に向けた行動力を育成します。

③(新)「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット事業

（第 10 款 教育費 第1項 教育総務費 6 人権教育費）

予算額：(R5) - 千円 → (R6) 2,570千円

事業概要：「人権が尊重される三重」をつくる主体者の育成を図るため、異校種の子どもたちが集まり、各校、各地域で取り組んだ人権学習や地域に人権尊重の意識を広める教育活動の成果を発表するとともに、差別を解消するために自分たちでできることを話し合うこどもサミットを開催します。

施策 12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大、性の多様性を認め合う環境づくりなどに向けて、企業等さまざまな主体による取組が進んでいます。また、DV*や性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援等が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 男女共同参画の推進

・県民の皆さんの男女共同参画意識の向上を図るため、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラムをはじめ各種講演会や講座を開催しています。

・コロナ禍による女性の就業や生活への甚大な影響をふまえ、「フレンテみえ」における女性相談の体制を強化するとともにサポート講座を開催しています(女性のための総合相談:相談員1名増員、心理相談月2回開設、サポート講座3回開催)。

② 職業生活における女性活躍の推進

・女性が活躍できる環境整備に向けて、県内企業・団体等で構成する「女性の活躍推進三重県会議」等と連携し、企業の取組促進を図っています(10月末現在:会員数 602 団体)。

・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、専門アドバイザーを派遣し、常時雇用労働者数100人以下の県内企業に対し、策定を支援しています(支援数:7社)。

・ジェンダーギャップ解消をめざし、働く女性の目線で、「こうすればもっと暮らしやすい！働きやすい！」をテーマに、三重県への提言、企業への提案を行うとともに、異業種間での交流や地域課題について考えるグループワーク(「みえ働くサスティナラボ」)を実施しています(グループワーク参加企業:15社28名、成果発表会:令和6年1月末開催予定)。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

・性犯罪・性暴力被害に遭った方の支援のためのワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS相談、病院への付添支援、心理的カウンセリングなど、被害者に寄り添った支援を関係機関と連携しながら実施しています(相談件数:310件(10月末現在))。

・「よりこ」の認知度向上および性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げ、予防教育やその根絶に向けた取組について説明する出前講座を実施しています(747名受講(10月末現在))。

・性犯罪・性暴力被害予防の観点も取り入れ、SNS等を活用したターゲットを絞った広報啓発を行うとともに、「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」を活用した研修を開催し、教職員等の性暴力被害対応力の向上に取り組んでいます。

・女性相談所において、女性相談員の対応力強化のため、一時保護の初期対応手順など実践的な研修を行っています。また、一時保護されたDV被害者と同伴する子どもへの支援を充実させるため、同伴児連絡調整員を配置し、児童相談所との連携を強化しました。

④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

・ダイバーシティに関する理解・行動の促進のため、令和4年度に作成した「ダイバーシティ推進のためのヒント集」の効果的な活用方法も含めた県民向けワークショップを開催します(令和5年12月～2月:4回実施)。

・性の多様性への理解や環境づくりが進むよう、県民向けに映画&トークショー形式の啓発イベントの開催や、企業を対象とした研修会を実施するとともに、性の多様性に関する悩み等への電話・SNS相談(「みえにじいろ相談」)、当事者等の交流会を実施しています(啓発イベント:令和6年1月以降実施予定、企業向け研修会:令和6年2月開催予定)。

・パートナーシップ宣誓制度の利便性の向上を図るため、市町・民間企業と連携し、利用できるサービスの拡充を図っています。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の団体数							②	
—	401 団体	426 団体	—	451 団体	—	501 団体	—	
376 団体	391 団体	—	—	—	—	—	—	
「～性犯罪・性暴力をなくそう～ よりこ出前講座」の受講者数(累計)							③	
—	2,100 人	2,600 人	—	3,100 人	—	4,100 人	—	
1,669 人	1,937 人	—	—	—	—	—	—	
「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに掲載している団体数(累計)							④	
—	110 団体	120 団体	—	130 団体	—	150 団体	—	
100 団体	113 団体	—	—	—	—	—	—	

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方が浸透するよう、講演会の開催などをおして一層の普及啓発に取り組みます。
- ・「フレンテみえ」の女性相談件数は、コロナ禍以降、依然として高止まりしていることから、引き続き、女性のための総合相談や、さまざまな悩みを持つ女性の心の負担の軽減に取り組みます。

② 職業生活における女性活躍の推進

- ・ジェンダーギャップ解消に向け、性別役割分担意識や男性中心型労働慣行を変革し、女性が希望に応じた働き方ができるよう、県内企業と連携し、企業のリーダー層の意識改革や女性の人材育成・登用などに向けた職場の環境整備に取り組みます。
- ・意識・慣行に関する県民対象の意識調査を行うとともに、一般事業主行動計画の策定支援等の企業に向けた取組支援を行います。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・多様化する性犯罪・性暴力被害者のニーズに的確に対応するため、SNS相談の継続や連携協力病院を拡充するなど相談・支援体制の強化に取り組みます。
- ・子どもに性被害予防のための基礎知識を伝えるため、子どもおよびその保護者等に子どもの性被害に関する知識の周知・啓発を実施します。
- ・「よりこ」の認知度向上および性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げるため、警察等と連携し、出前講座の開催などについてより幅広い周知・啓発に取り組みます。
- ・性犯罪・性暴力根絶の条例化に向け、今後検討を進めていきます。
- ・女性相談所において女性相談員の対応スキル向上を目的とした研修会を実施するとともに、心理的ケアが必要なDV被害者について、精神科医からの助言を受けることで、相談支援の充実を図ります。また、DVが起こらない社会をめざすため、インターネット広告を活用した啓発等に取り組みます。
- ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第6次計画)」が最終年度となる一方で、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることに伴い、DV被害のほか、女性

をめぐるさまざまな課題の解消に向け、DV防止及び被害者保護・支援と困難な問題を抱える女性への支援を一体化した基本計画の策定に取り組みます。

④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

- ・ダイバーシティに関する県民の皆さんの理解や行動が広がるよう、ワークショップ等の開催を通じた啓発等の取組を進めます。
- ・性の多様性を認め合う環境づくりを進めるため、啓発イベントや研修を開催し、県民の皆さん・企業の理解促進を図るとともに、県庁職員に対しても改めて「職員ガイドライン」等の周知を図ります。また、電話・SNS相談や交流会の実施など相談しやすい環境を整備するとともに、市町・民間企業と連携し、パートナーシップ宣誓制度で利用できるサービスの拡充等に取り組みます。
- ・また、パートナーシップ宣誓制度利用者の利便性向上を図るため、他自治体との広域的な連携について検討します。

4. 主な事業

環境生活部

〈（１）男女共同参画の推進〉

①男女共同参画センター事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R5) 16,247千円 → (R6) 14,606千円

事業概要：県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、フォーラムやセミナー等による参画・研修機会の提供や情報誌等による情報発信など男女共同参画意識の普及を図ります。また、さまざまな悩みを持つ女性のための相談体制の強化、心理相談やサポート講座を実施します。

〈（２）職業生活における女性活躍の推進〉

①(新)ジェンダーギャップ解消！！HAPPY☆CYCLE 事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R5) ー 千円 → (R6) 16,770千円

事業概要：ジェンダーギャップ解消に向け、誰もが希望に応じた働き方ができ、家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、県内企業と連携し、企業のトップ、リーダー層の意識改革に向けた取組や、意識・慣行に関する県民対象の調査を実施します。

〈（３）女性に対するあらゆる暴力の根絶〉

①(一部新)性犯罪・性暴力被害者支援事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R5) 22,560千円 → (R6) 24,934千円

事業概要：「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、引き続き電話・SNS相談、付き添い支援等に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ります。また、認知度向上のための広報啓発を行います。さらに、幼稚園・保育所等の未就学児童・保護者および保育士等に対する啓発と相談窓口の周知に取り組みます。

≪（４）ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり≫

①広げようダイバーシティみえ推進事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R5) 2,702 千円 → (R6) 2,344 千円

事業概要：誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会に向けた理解や行動につながるよう、県民の皆さんを対象にしたワークショップを実施します。

②性の多様性を認め合う社会推進事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R5) 7,982 千円 → (R6) 7,268千円

事業概要：県民の皆さんを対象としたイベントや企業向け研修など、性の多様性に関する理解促進を図るとともに、性の多様性に関する相談窓口の運営や当事者等の交流会の開催、パートナーシップ宣誓制度利用先の拡充等に取り組みます。

子ども・福祉部

≪（３）女性に対するあらゆる暴力の根絶≫

①(一部新)DV 対策基本計画推進事業

（第3款 民生費 第1項 社会福祉費 5 社会福祉施設費）

予算額：(R5) 33,180 千円 → (R6) 45,625 千円

事業概要：「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第6次計画)」が最終年度となる一方で、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることに伴い、DV被害のほか、女性をめぐるさまざまな課題の解消に向け、DV防止および被害者保護・支援と困難な問題を抱える女性への支援を一体化した基本計画の策定に取り組みます。また、DV被害者に対する支援について、SNS相談や心理的ケアの実施など相談支援の充実を図ります。

施策 12-3 多文化共生の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

外国人住民が安全で安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体間のネットワークが強化され、外国人住民への情報提供や相談対応が充実することで、外国人住民が抱える生活、就労、教育等の課題の解決が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 多文化共生社会づくりへの参画促進

- ・多文化共生に係る課題や方向性等についての協議・検討を行うため、「多文化共生推進会議」等を開催し、有識者や外国人住民、外国人支援団体等から聴取した意見をふまえ「多文化共生社会づくり指針」の改定に向けて取り組んでいます。
- ・国際交流員4名(アメリカ、オーストラリア、ブラジル、中国)が学校や地域を訪問し、多文化共生の社会づくりに向けた出前講座や、「やさしい日本語」の普及活動を行っています(出前講座：19回、やさしい日本語講座：3回(10月末現在))。

② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

- ・増加する外国人労働者やその家族を含む県内の外国人住民が、安全に安心して暮らすことができるよう、生活上必要となる基本的な情報を、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、7言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、英語、日本語)で提供しています。
- ・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)では、11言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、英語、日本語)で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しています。加えて、外国人住民のニーズをふまえ、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、相談員の資質向上のための研修を実施するなど、相談体制の充実を図っています(一般相談：814件、専門相談：24件(10月末現在))。
- ・災害等の緊急時においても外国人住民への支援が行き届くよう、令和5年度は名張市と連携し、外国人防災リーダー育成研修や、外国人住民の避難所への受入訓練、多言語による図上訓練を実施しています。
- ・日本語教育支援者のWEB上のネットワークである「三重県日本語教育プラットフォーム」について、機会をとらえて関係団体等への参加を呼び掛けるとともに、外国人住民の支援に役立つ情報について、随時共有を行っています(連携団体数：86団体 ※累計(10月末現在))。
- ・市町の関わる日本語教室の設置を促すため、市町向け研修会を開催し、先進事例の共有等を行うとともに、日本語教室で活動する学習支援ボランティアの育成セミナーを実施しています。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計）						①	
—	59 団体	86 団体		108 団体	—	137 団体	—
9 団体	62 団体	—	—	—	—	—	—
外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組						②	
—	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実		相談窓口 の充実	—	相談窓口 の充実	—
相談窓口 の確保	相談窓口 の充実	—	—	—	—	—	—

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 多文化共生社会づくりへの参画促進

- ・多文化共生に係る課題や方向性等について協議・検討を行うため、有識者等で構成する「三重県多文化共生推進会議」や「三重県外国人住民会議」等を開催し、聴取した意見を関係部局等とも共有しながら、本県の多文化共生施策に取り入れていきます。
- ・国が新たに定める外国人との共生に係る啓発月間(1月)に合わせ、庁内関係部局や市町等と連携し、外国人と日本人の相互理解の促進や、多文化共生意識の醸成に向けた取組を実施します。
- ・引き続き、国際交流員による多文化共生に関する「出前講座」や、「やさしい日本語」の普及活動を行います。

② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

- ・新型コロナの感染拡大で再認識された、外国人住民への適切な情報提供の必要性をふまえ、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)等により、外国人住民が必要とする行政や生活に関する情報を適切に提供します。
- ・「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)においては、外国人住民の増加に伴い相談件数が増加しているとともに、複雑な相談も増えてきていることから、相談員の資質向上や庁内関係部局等との連携強化など、相談体制の更なる充実に取り組みます。
- ・災害等の緊急時においても外国人住民をサポートできるよう、市町等と連携し、外国人防災リーダーの育成や多言語支援等に取り組みます。
- ・外国人住民が生活に必要な日本語を習得するための日本語教室は、14市町に37教室のみであることから、日本語の習得を必要とする全ての外国人住民が学習の機会を得られるよう、市町の日本語教室開設の支援や、学習支援ボランティアの育成等を行います。

4. 主な事業

《（１）多文化共生社会づくりへの参画促進》

①(一部新)多文化共生がもつ力の活用事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 6 国際化対応費)

予算額:(R5) 3,241千円 → (R6) 3,878千円

事業概要:多文化共生社会づくり施策を推進するため、有識者や外国人住民、外国人支援団体、経済団体等と意見交換を行います。また、国が定める外国人との共生に係る啓発月間(1月)にあわせ、多文化共生意識の醸成に向けた「三重県多文化共生フォーラム(仮称)」を開催します。

《（２）外国人住民の安全で安心な生活環境づくり》

①(一部新)外国人住民の安全で安心な生活への支援事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 6 国際化対応費)

予算額:(R5) 39,791千円 → (R6) 30,668千円

事業概要:「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)において、外国人住民の生活全般にわたる相談等に的確に対応するほか、災害時に外国人住民を支援するための外国人防災リーダーの育成や実地訓練を行います。また、医療機関における医療通訳の配置を促進するため、医療通訳の育成を行います。

②(一部新)外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 6 国際化対応費)

予算額:(R5) 27,241千円 → (R6) 30,461千円

事業概要:県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)等により、行政や生活に係る情報をきめ細かく提供します。また、外国人住民のさまざまなニーズをふまえた日本語学習の機会を提供するため、日本語教育体制整備のための補助金を交付するなど、市町の日本語教室の設置を支援します。また、日本語の支援が必要な地域を広くカバーするため、オンライン日本語教室を実施します。

施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時であっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・不登校総合支援センターを設置して、多様な活動や交流の場の提供、保護者も含めた相談の充実、福祉等の関係機関や民間団体との連携等に取り組んでいます(令和5年10月末時点で保護者相談会を5市で実施、計102名参加)。
- ・高校段階で不登校の状況にある生徒の社会的自立に向けた支援を行うため、県立教育支援センターを設置して、多様な活動や交流の場の提供、学習支援や自立支援、カウンセリングなどに取り組んでいます(令和5年10月末時点でカウンセリングのべ113件実施)。
- ・市町の教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーを派遣するなど、専門的な見地からの支援を行っています。また、学校関係者や福祉部局、フリースクール関係者等で構成する「不登校児童生徒支援推進検討会」を開催し、これまでの県内施策や今後の取組について検討を進めています(令和5年7月3日、10月2日に検討会開催)。
- ・学校生活や友人関係などで、つまづきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、回復する力(レジリエンス)を育む取組を、20校(小学校5校、中学校15校)で実践しています。また、教員がスクールソーシャルワーカーとともにスクリーニングを活用し、支援が必要な子どもたちを把握し、適切な支援につなげる取組を、伊賀市および四日市市の各1中学校区で実施しています。
- ・不登校児童生徒の将来的な社会的自立に向けて、フリースクール等の民間団体が行う体験活動の費用等を支援しています(令和5年10月末時点で体験学習等への支援18回)。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・日本語教育の質担保および充実を図るため、外国人児童生徒巡回相談員を1名増員して17名とし、小中学校への派遣を通して、日本語指導が必要な外国人児童生徒の日本語指導や適応指導、保護者への支援を行っています。また、オンラインを活用した日本語教育を実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援を開始しました。さらに、各市町が実施する初期日本語指導や適応指導などの取組への支援を行っています。
- ・高校では、入学後の早い段階から日常生活で必要となる日本語の習得等を推進するとともに、外国人生徒支援専門員等による学習支援を行っています。また、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深めるセミナーや、教職員が日本語指導について学ぶ研修会(令和5年6月30日に実施、10名参加)等を開催しています。
- ・令和7年度の県立夜間中学の開校に向けて、有識者や教員をメンバーとする夜間中学設置検討委員会を設置(令和5年7月)し、県立夜間中学の学校経営方針や、入学者の受入れ等、必要な事項について検討を行っています。また、夜間学級体験教室「まなみえ」を5月から実施しています(参加申込者:16名)。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・各市町が実施する通学路の合同点検の結果をふまえ、通学路における対策必要箇所への安全対策が進むよう関係部局に働きかけるとともに、市町に安全教育の推進や見守り活動の強化等を働きかけていきます。
- ・学校安全ボランティアであるスクールガードを養成するとともに、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組んでいます(令和5年8月8日 スクールガード・リーダー育成講習会23名参加)。
- ・公立学校の教員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯教育担当者の指導力向上に取り組んでいます(交通安全教室講習会 3市1町で437名参加)。
- ・国の「学校安全総合支援事業」を活用し、モデル地域の小中高校が連携して防犯教育や交通安全教育に取り組んでいます。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合						①	
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	—	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	—	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	—
小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9%	—	—	—	—	—	—
日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合						②	
—	小学校 80.0% 中学校 80.0% 高等学校 60.0%	小学校 90.0% 中学校 90.0% 高等学校 70.0%	—	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 80.0%	—	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	—
小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6%	小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5%	—	—	—	—	—	—
通学路の安全対策が実施された箇所の割合						③	
—	97.5%	100%	—	100%	—	100%	—
95.1%	97.0%	—	—	—	—	—	—

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・不登校の多様な相談に適切に対応するため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施するとともに、不登校総合支援センターにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置して機能強化に取り組みます。
- ・多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援を引き続き行うとともに、オンラインによる相談や訪問型支援に取り組みます。
- ・不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整備するため、学びの多様化学校の設置や校内教育支援センターの整備に向けて取り組むとともに、フリースクール等で学ぶ子どもたちへの財政支援の拡充について検討します。
- ・地域の福祉や医療と連携した取り組みを継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行います。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンス力を育む取組を継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムを作成します。また、潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、スクリーニングの手法を活用した取組を引き続き実施します。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、オンラインを活用した日本語教育を引き続き実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援を拡充します。また、各市町が実施する初期日本語指導や適応指導などの取組への支援や巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を引き続き実施します。
- ・高校では、日本語指導が必要な外国人生徒が地域において社会的自立を果たし社会の一員として活躍できるよう、生徒の日本語能力に応じた指導等の取組について実践事例を普及するとともに、引き続き、外国人生徒支援専門員等による学習支援に取り組みます。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナー、教職員が日本語指導について学ぶ研修会を実施するとともに、進路未定のまま県立高校を中途退学した方には、引き続き現状確認のためのアンケートや支援内容にかかる情報提供に取り組みます。
- ・令和7年度の県立夜間中学の開校に向けて、施設設備の整備や生徒募集のほか、夜間中学準備委員会(仮称)においてカリキュラムを作成する等、必要な取組を進めます。また、夜間学級体験教室「まなみえ」を引き続き実施します。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、モデル地域において、学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくりなどを通じた安全教育や教職員研修を実施します。
- ・教職員の学校安全に対する知識や意識を高め、各校での取組を充実させるため、小学校および高校の教員を対象とした防犯講習会と、中学校教員を対象とした交通安全講習会を実施します。
- ・児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案が発生していることから、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成およびスクールガードの養成並びに活動支援を行います。

4. 主な事業

教育委員会

《（１）不登校の状況にある児童生徒への支援》

①(一部新)不登校対策事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R5) 53,947千円 → (R6) 85,001千円

事業概要:地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーを増員して、各教育支援センターに対して助言を行います。潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるスクリーニングの取組の対象を広げます。不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整備するため、新たに校内教育支援センターを設置する中学校の環境整備や、指導員を活用した校内教育支援センターの運営を支援します。また、不登校児童生徒の学校外の居場所として大きな役割を担っているフリースクール等で学ぶ子どもたちの体験活動等を支援するとともに、フリースクール等を利用する公立学校の子どもたちへの経済的な支援を行います。

《（２）外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成》

①多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R5) 39,284千円 → (R6) 30,254千円

事業概要:市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導に係る取組への財政的支援を行います。学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。

②社会的自立をめざす外国人生徒支援事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R5) 13,212千円 → (R6) 14,784千円

事業概要:外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等)および日本語指導アドバイザーを県立高校に配置します。

③(新)夜間中学校設置準備事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R5) ー 千円 → (R6) 430,173千円

事業概要:令和7年4月の夜間中学開校に向け、多様なニーズに対応できる教育内容等について検討するため、先行事例の調査研究を行うとともに、設置場所となる施設の大規模改修や備品購入のほか、広報や生徒募集等、必要な準備を行います。夜間学級体験教室「まなみえ」は、参加者の習熟度や個々の状況に応じた授業を実施します。

《（３）子どもたちの安全・安心の確保》

①学校安全推進事業

（第10款 教育費 第7項 保健体育費 1 保健体育総務費）

予算額：（R5）2,826千円 → （R6）2,709千円

事業概要：学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、モデル地域で通学路の安全点検や安全マップづくりを実施します。通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。また、県内の公立学校の教職員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。

環境生活部

《（１）不登校の状況にある児童生徒への支援》

①(新)私立学校不登校児童生徒支援事業

（第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費）

予算額：（R5）－ 千円 → （R6）900 千円

事業概要：不登校児童生徒の学びの機会確保のため、フリースクール等を利用する私立学校の児童生徒への経済的な支援を行います。

施策 14-6 学びを支える教育環境の整備

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 地域との協働と学校の活性化の推進

・地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、「地域とともにある学校づくり推進協議会」の開催(令和5年9月21日 23名参加)等を通して、各市町におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の円滑な導入や、地域の特色や資源を生かした運営について周知しています。

・地域の方々の参画により子どもたちの学習支援に取り組む市町への支援を行っています。(補助市町:15市町等)

・紀南地域(令和5年7月21日実施)、伊賀地域(令和5年7月25日実施)、松阪地域(令和5年8月23日実施)、伊勢志摩地域(令和5年9月8日実施)で第1回協議会を開催し、地域の高校の活性化の取組状況を共有しながら、地域における学びについて協議を進めています。また、津地域、鈴鹿・亀山地域についても地域協議会を開催します。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

・教職員が新しい知識や技能を学び続けるため、教職に必要な素養、学習指導、生徒指導、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応、ICTや情報・教育データの利活用等の資質能力の向上に資する研修を実施しています。また、教育活動をより組織的かつ計画的に推進するため、課題の改善に向けた学校マネジメント力を高める研修を実施しています。

・アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒に対するわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、研修資料を活用したコンプライアンス・ミーティングなどを行うことにより、自らの言動を振り返る機会を設けます。

・教職員の長時間労働解消のため、スクール・サポート・スタッフをすべての公立学校に配置するほか、部活動指導員を増員するとともに、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充しました。また、会議や研修等のオンライン開催に加え、それぞれの学校の状況に応じた課題を整理し、解決に向けた取組を実践するとともに、各学校における取組を検証して、効果的な取組を他校にも広めます。さらに、県立高校において、デジタル採点システムを導入し、定期テスト等の採点業務の効率化や生徒の理解度に応じた指導のための活用を進めています。

・教員不足の解消に向け、働き方改革に加え、令和5年度実施の教員採用試験では、正規教員経験者の1次試験免除などの見直しを行いました。また、教職に就く不安を解消するため、教員免許状を所有しているが教職に就いていない者からの相談を受け付けるとともに、高校生や大学生に対する教職の魅力発信などの取組を行っています。

③ ICTを活用した教育の推進

・県立高校では、1人1台学習端末を活用して、オンデマンド教材による学習や宿題のやり取りを行ったり、双方向による学習、探究型学習での実験や分析に取り組んだりするなど、学校と家庭で切れ目ない学習に取り組んでいます。

・小中学校においてICTの普段使いによる教育活動の高度化や地域間・学校間格差の解消を図るため、市町に対するアドバイザー派遣に加え、ICT教育に関する実践交流会や三重県GIGAスクール推進協議会の開催に取り組んでいます。

④ 学校施設の整備 ・「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の老朽化対策を進めるとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化、照明のLED化、電気設備等の更新など、施設・設備の機能の向上に取り組んでいます。
⑤ 私学教育の振興 ・私立学校において個性豊かで多様な教育が充実されるよう、私立学校(52校)に対し学校運営のための経常的経費等の助成をするなど支援を行っています。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目							関連する基本事業
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合							①
—	小学校 80.0% 中学校 70.0%	小学校 85.0% 中学校 77.5%	—	小学校 90.0% 中学校 85.5%	—	小学校 100% 中学校 100%	—
小学校 71.6% 中学校 56.4%	小学校 75.4% 中学校 59.5%	—	—	—	—	—	—
研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合							②
—	52.0%	54.0%	—	56.0%	—	60.0%	—
49.2%	51.2%	—	—	—	—	—	—
リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合							②
—	—	小学校 46.0% 中学校 49.0% 県立学校 38.0%	—	小学校 47.0% 中学校 50.0% 県立学校 39.0%	—	小学校 49.0% 中学校 52.0% 県立学校 41.0%	—
—	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3%	—	—	—	—	—	—
1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合							②
—	59.0%	61.0%	—	63.0%	—	67.0%	—
—	43.1%	—	—	—	—	—	—
1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合							③
—	82.4%	86.8%	—	91.2%	—	100%	—
77.9%	81.8%	—	—	—	—	—	—

新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数						⑤	
—	95件	100件	—	105件	—	115件	—
90件	109件	—	—	—	—	—	—

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入や充実、地域学校協働活動推進員の配置を進めるため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、各市町の取組や課題を協議する推進会議を開催します。
- ・地域全体で子供たちの成長を支える社会の実現を目指し、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組や、地域住民等の参画による多様な学習支援・体験活動等をはじめとする地域学校協働活動に対して、引き続き支援を行います。
- ・小中学校の児童生徒が、郷土への愛着や関心を持ち、自分の生き方や進路について主体的に考える機会をつくることのできるよう、地域企業等で活躍する人から提案された答えのない問いに対して、地域を学びの場とし、他者と協働しながら解決策を考え、その成果を企業等に提案する課題解決型の学習を進めます。(再掲)
- ・高校のさらなる活性化に取り組むとともに、引き続き6地域で地域協議会を開催し、各地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等をふまえ、地域における県立高校の学びと配置のあり方について検討を進めます。
- ・令和7年度の木本高校、紀南高校を統合した紀南地域新高校設立に向けて、1つの学校としての共通理念のもとで魅力的な教育活動を展開していくため、2校舎が一体となった活動や教育プログラムの研究・開発を進めます。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・児童生徒がひとりの人間として大切にされていると実感し、ありのままの自分を肯定することにつながる指導を行えるよう、効果的な授業づくりなどに向けた教職員の資質向上を図ります。(再掲)
- ・管理職の若年齢化等に対応するため、2、3年目の管理職等を対象としたトップマネジメント研修を新たに実施するとともに、新規採用者が意欲的に子どもたちと向き合えるようにするため、悩みや不安感を抱えた教職員を支援する研修を実施します。また、教職に必要な知識や技能の向上に資する研修や、課題改善に向けた学校マネジメント力を高める研修を引き続き実施します。
- ・児童生徒に対する性的な言動の防止を徹底するため、引き続き、アンケート調査を実施するなどにより、教職員による児童生徒に対するわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、研修資料や研修動画を活用したコンプライアンス・ミーティングなどを行うことにより、自らの言動を振り返る機会を設けます。
- ・教職員の長時間労働解消のため、学校だけでは解決が難しい事案を支援する相談窓口を県教育委員会に設置します。引き続きスクール・サポート・スタッフをすべての公立学校に配置するほか、部活動指導員を増員するとともに、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充します。また、会議や研修等のオンライン開催に加え、それぞれの学校の状況に応じた課題を整理し、解決に向けた取組を実践するとともに、各学校における取組を検証して、効果的な取組を他校にも広めます。県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等を活用し、業務の効率化を進めます。
- ・教員不足に対応するため、常勤講師等で前年度の1次試験合格者および正規教員経験者を対象とした1次試験の免除、試験の早期化、小学校教諭を希望する大学3年生等を対象とした試験の実施など、採用試験の見直しを行うとともに、教員免許状を所有しているが教職に就いていない者に対し、教職に就く不安を解消するための研修会を実施します。

・教職の魅力を発信するため、パンフレットや動画をリニューアルするとともに、SNS等で教員として求める人物像や教職のやりがいを発信します。また、大学生を対象とした説明会や高校生を対象とした教職ガイダンスを行うとともに、教員養成を担う大学と連携し、定期的な意見交換、共同授業、教員を志す学生が現職教員とともに受講する研修等の実施により、教職の魅力ややりがいを感じることができる機会の創設に取り組みます。

③ ICTを活用した教育の推進

・県立高校において、一人ひとりに応じた学びや協働的な学びを推進するため、1人1台学習端末などのICTを活用した学びを推進します。
・生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、学術的知見を有する事業者や研究者等と連携し、情報活用能力の一部である「生成AIの仕組みの理解」や「生成AIを学びに生かす力」を段階的に高めます。(再掲)
・県内小中学校におけるICT活用の一層の推進を図るため、市町に対するコンサルティングに加え、アドバイザー派遣やICT教育に関する実践交流会、三重県GIGAスクール推進協議会の実施に取り組みます。

④ 学校施設の整備

・子どもたちが安全、快適に学べる環境を整備するため、引き続き、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化、照明のLED化、電気設備等の更新など、施設・設備の機能の向上に取り組みます。

⑤ 私学教育の振興

・公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう、若者の県内定着につながる特色ある取組や学校運営に係る経常的経費等への助成を行います。

4. 主な事業

教育委員会

≪ (1) 地域との協働と学校の活性化の推進 ≫

① 教育改革推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費)

予算額:(R5) 10,982千円 → (R6) 3,250千円

事業概要:本県の教育のあり方について、国の教育改革の動向をふまえ、幅広い視点から検討する三重県教育改革推進会議を開催します。また、地域協議会を活用し、地域の意見を参考にしながら、高校の活性化や今後のあり方について協議します。

② 地域と学校の連携・協働体制構築事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R5) 18,680千円 → (R6) 11,265千円

事業概要:地域とともにある学校づくりを進めるため、地域学校協働活動推進員の配置促進や、各市町のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の導入や充実に向けた取組を支援します。また、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に対して補助を行います。中学校における休日の文化部活動の地域移行が円滑に進むよう、市町に対して受け皿確保などの課題への助言を行うコーディネーターの配置や運営団体における指導者の配置等の補助を行います。

③教育課程等研究支援事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R5) 9,644千円 → (R6) 17,674千円

事業概要:学習指導要領に即した授業改善や学習評価がなされるよう、小中学校の教職員等への研修等を行います。専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校において、専門的な指導や引率を行える文化部活動指導員を増員します。1人1台端末の効果的な利活用や運営支援センターの整備について支援するアドバイザーを市町や学校に派遣します。

④(新)高等学校活性化推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R5) - 千円 → (R6) 30,350千円

事業概要:令和7年度に木本高校、紀南高校を統合した紀南地域新高等学校が開校します。過疎化、少子化が進む紀南地域における唯一の高等学校として、地域課題解決を含めた魅力ある学びを提供できるよう、2校舎が一体となった活動や連携した授業等にかかる研究を進めます。令和6年度から募集停止となる南伊勢高等学校南勢校舎の在校生の度会校舎への移動に係る経費・手段を確保します。

≪(2)教職員の資質向上と働き方改革の推進≫

①(一部新)教職員研修事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 5 総合教育センター費)

予算額:(R5) 46,581千円 → (R6) 78,689千円

事業概要:「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された資質・能力をふまえ、経験や職種に応じた研修を効果的に実施します。新規採用者が教育実践への意欲と自己肯定感を高めることができるよう、新規採用者が自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツを作成します。管理職の若年齢化やコロナ禍に着任したことによる経験不足等の課題を解決するため、従来の新任管理職研修に加えて、2、3年目の管理職等を対象に時代や社会の変化に対応したマネジメント研修を実施します。また、ネットDE研修システムの再構築を行います。

②(一部新)学校における働き方改革推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 3 教職員人事費)

予算額:(R5) 329,788千円 → (R6) 351,141千円

事業概要:限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、学習教材の準備など、教職員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、引き続きすべての公立学校に配置します。また、教頭の学校マネジメント等にかかる業務を専門的に支援する教頭マネジメント支援員を小中学校(大規模校等6校程度)に配置します。

③(新)「みえの未来を創る」教員の魅力発信・環境整備事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 3 教職員人事費)

予算額:(R5) - 千円 → (R6) 7,481千円

事業概要:保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案の解決を支援するため、学校管理職 OB 等が務める学校問題解決支援員を県教育委員会事務局に配置します。教員不足に対応するため、教員免許状を所有しているが教職に就いていない者に対し、教職の魅力を発信し、教職に就く不安を解消するための研修会を開催するとともに、対象者の掘り起こしのための広報を行います。また、教員採用のためのツールとして、パンフレットや動画を作成します。

④教育相談事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 5 総合教育センター費)

予算額:(R5) 64,228千円 → (R6) 88,030千円

事業概要:臨床心理相談専門員を増員して、子どもの心の問題の解決に向けた専門的教育相談を行うとともに、学校での教育相談体制を支援するための派遣を行います。教職員の教育相談に係る資質・能力の向上に向け、相談スキルに応じた研修や、校内相談体制づくりを推進する中核的リーダーの育成研修を実施します。また、不登校支援に係る研修を引き続き実施するとともに、いじめ相談への対応について学ぶ教職員研修を実施します。いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を引き続き実施します。

⑤(新)自己肯定感を涵養する教育推進事業(再掲)

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 5 総合教育センター費)

予算額:(R5) - 千円 → (R6) 1,400千円

事業概要:子どもたちが、学ぶ楽しさや分かる喜び、「自分もひとりの人間として大切にされている」という実感につながる指導を行うことができるよう、モデル校において効果的な授業づくりや校内研修等の取組を進めることで、教職員の資質向上を図ります。また、自己肯定感の涵養に資する実践等について、教職員やすべての公立学校の校長等を対象とした講演会を実施します。

《 (3) ICTを活用した教育の推進 》

①学校情報ネットワーク事業

(第10款 教育費 第4項 高等学校費 2 高等学校管理費)

予算額:(R5) 322,648千円 → (R6) 439,362千円

事業概要:学校情報ネットワークを安全に利用できるよう、教職員用の1人1台パソコン、ネットワークやクラウド環境の保守など情報基盤の適切な維持管理を行います。また、個人情報流出のリスクを低減するため、メールセキュリティ対策を導入します。県立高校において、定期テスト等の自動採点や点数計算を行うとともに、テスト結果の分析等ができるシステムを導入し、業務の効率化や生徒の理解度に応じた指導につなげます。

②情報教育充実支援事業

(第10款 教育費 第4項 高等学校費 2 高等学校管理費)

予算額:(R5) 264,743千円 → (R6) 265,960千円

事業概要:県立学校において、教科「情報」で学ぶプログラミング教育や情報デザインなど、専門的な実習に対応する学習用端末について、リースによる維持、更新を行います。

≪(4) 学校施設の整備≫

①校舎その他建築費

(第10款 教育費 第4項 高等学校費 3 学校建設費)

予算額:(R5) 2,568,017千円 → (R6) 2,230,469千円

事業概要:県立高校について、老朽化が進む施設の安全性を維持するため、県立学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策に取り組むとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化、照明のLED化、電気設備等の更新など施設・設備の機能の向上に取り組めます。

環境生活部

≪(5) 私学教育の振興≫

①私立高等学校等振興補助金

(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費)

予算額:(R5) 5,166,175千円 → (R6) 5,255,017千円

事業概要:公教育の一翼を担う私立学校(小学校・中学校・中等教育学校・高等学校)において、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が推進されるよう経常的経費への助成を行います。

施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向け、子どもたちの学びや体験の機会を提供するため、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動として、会員企業において「オンゴトチャレンジミエキッズ(子どもの会社見学・出前講座を含む)」を実施します。また、青少年がインターネットを通じて、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例があるため、インターネットの適正利用に関する出前講座を実施します。
- ・「三重県子ども条例」に基づき、子どもの生活に関する意識、実態等について、小・中・高校生や保護者、県民を対象にアンケート調査を実施し、「みえの子ども白書」として取りまとめて公表するとともに、今後の子ども施策の推進に活用します。
- ・子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対する補助制度「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を創設し、53事業を採択しました。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・男性の育児・家事の事例を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」を開催し、男性の育児参画に関する普及啓発を行うとともに、家事・育児のノウハウ習得に役立つ動画等を作成し、両親学級等さまざまな機会での活用を通じて、男性の家事・育児スキルの向上に取り組めます。
- ・男性の育児休業を推進する上での課題について、企業の人事・労務担当者や管理職等を対象とした座談会や、男性の育児休業取得事例等の収集・情報発信を実施し、男性が希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めます。また、地域の企業が子育て世帯に対してさまざまな特典を提供する「子育て家庭応援クーポン」をアプリ化し、手軽に利用できる環境を整備します。
- ・子どもを持つ親同士が、子育てについての悩みや思いについて語り合うワークショップ「みえの親スマイルワーク」を開催するとともに、「みえの親スマイルワーク養成講座」にて、ファシリテーターの養成を行うことで、子育て中の保護者同士がつながりを深める機会の提供や人材の育成に取り組めます。
- ・家庭教育の分野で活動している方にコラム形式で執筆してもらい、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援WEB講座を充実させ、保護者の負担感・不安感の軽減を図ります。
- ・平成28年度に、多様な主体が連携しながら家庭教育を応援する取組を進めていくため策定した「みえ家庭教育応援プラン」について、家庭や子どもの育ちをめぐる変化や課題を分析したうえで、改訂を進めていきます。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの居場所づくり団体向けにアドバイザー派遣や勉強会の開催、インターンシップ研修を実施するとともに、子ども食堂や学習支援教室等への運営支援を行います。また、学校給食のない期間等に、子ども食堂を開設する飲食店や朝食を提供する子ども食堂を掘り起こすことで、子どもの居場所の拡大を進めています。
- ・ひとり親家庭の生活の安定のため児童扶養手当を支給するほか、県独自の取組として物価高騰を受けた低所得のひとり親世帯を対象に給付を行っています。
- ・ひとり親家庭向けの支援制度の認知度向上や利用促進を図るため、スマートフォン等で24時間アクセスでき、必要な情報が得られる「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムを令和5年度から母子・父子福祉センターにおいて運用しています。
- ・ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親の生活困窮世帯の希望者に対して修学資金、就学支度資金等の母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っています。
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町(8市町)へ補助しています。また、県所管地域(多気町を除く郡部)における生活困窮家庭に対しては、小学5、6年生を新たに対象に加えるとともに、オンラインの活用などにより児童・生徒(小中高生26名参加)の状況に応じた学習支援等に取り組んでいます。
- ・ヤングケアラーの認知度向上のため、県民向け啓発フォーラムを開催(8月26日、166名参加)しました。また、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象とした支援ハンドブックを作成し、ハンドブックを活用した出前講座を実施していきます。さらに、市町がヤングケアラーの家庭の家事援助等に活用可能な補助金を創設するとともに、第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関が連携し、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、体制整備を進めています。
- ・就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与等を行い、高校教育に係る経済的負担の軽減を図っています。奨学給付金については、家計急変世帯も支援対象にするとともに、県独自の支援として、物価高騰による学用品等の増額分を支給しています。就学支援金については収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象に加え、家計急変世帯へのさらなる支援に取り組んでいます。
- ・小中学校における就学援助費の「新入学学用品費等」について、すべての市町で入学前支給に取り組まれるよう、働きかけを行いました。
- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成や就学支援金および奨学給付金の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図っています。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターでは、県における障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉施設として小児の医療体制・療育体制の充実を図っており、身近な地域での発達障がいへの支援体制を強化するため、小児科医等を対象とした連続講座を開催しているほか、地域支援ネットワークの構築推進のため市町職員等を対象とした発達障がいの専門人材の育成や、市町を訪問しての意見交換など、地域における支援体制の充実に取り組んでいます。
- ・初診予約方法について、これまでの電話予約に加えて電子申請を導入し、24時間予約申込可能とするなど、初診予約方法の改善を進めています。
- ・途切れのない発達支援体制の構築のため、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を推進します。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計)							①	
—	163 企業・団体	200 企業・団体	—	210 企業・団体	—	230 企業・団体	—	
153 企業・団体	190 企業・団体	—	—	—	—	—	—	
子どもの居場所数							③	
—	90 か所	105 か所	—	120 か所	—	150 か所	—	
78 か所	135 か所	—	—	—	—	—	—	
地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計)							④	
—	177 人	328 人	—	350 人	—	377 人	—	
127 人	228 人	—	—	—	—	—	—	

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・引き続き、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業や子ども・子育て支援団体と連携しながら、子どもの学びや体験の機会の創出など、子どもの育ちを支援します。また、インターネットの適正利用に関する出前講座の実施など、青少年の健全育成に係る取組を実施します。
- ・令和5年度に実施する「三重県子ども条例」に基づく調査結果や、国のこども大綱の内容をふまえるとともに、子ども・若者の意見を聴きながら、三重県子ども条例の改正、および三重県こども計画(仮称)の策定に取り組みます。
- ・「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、令和5年度に採択した事業の効果を把握し、効果が高い取組が他の市町にも広がるよう周知に努めるとともに、引き続き補助を行うことにより、地域の実情に応じた子ども・子育て施策の充実を図ります。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・依然として男性の育児休業取得率が低いため、引き続き希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりや、高校生や大学生等に対する出前講座の実施による男性の育児参画に向けた機運醸成を図ります。また、「ワンオペ育児」などの課題をふまえ、男性の育児参画の質の向上に取り組みます。
- ・子育てに不安を抱える保護者の悩みが軽減されるよう、保護者が参加する「みえの親スマイルワーク」の進行を担える人材を養成するとともに、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援 WEB 講座を充実します。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・「子どもの居場所」の活動を持続可能なものとするため、経済的支援や子どもの居場所づくりに向けた人材育成支援を行っていきます。支援にあたっては、子どもの居場所運営団体の意見等をふまえながら、多様化する「子どもの居場所」の活動に沿った人材育成の充実等さまざまな「子どもの居場所」のニーズに対応していきます。
- ・ひとり親家庭向けの支援制度の認知や利用を向上させるため、母子父子福祉センターにおいて運用する「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムのFAQ(想定する質問内容)の向上に取り組むことで、相談体制の充実を図ります。

- ・ひとり親家庭等の自立を促進するために貸付を行う母子父子寡婦福祉資金について、家計急変者にも対応することで、貸付制度の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援について、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業の補助対象を貧困家庭にも拡大し、市町への補助を実施するとともに、県所管地域(多気町を除く郡部)における生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等に取り組みます。
- ・「三重県ひとり親家庭等自立促進計画(第4期)」が最終年度となることから、本県の状況とひとり親家庭を取り巻く環境変化をふまえ、次期計画の策定に取り組みます。
- ・ヤングケアラーへの支援体制をさらに強化するため、関係機関等の職員を対象とした研修や、ヤングケアラー・コーディネーターを配置します。また、支援ハンドブックを活用した出前講座の実施、ヤングケアラー等がいる家庭の家事・育児等の支援を実施する市町への補助を通じて、市町におけるヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援につなげていきます。
- ・第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関が連携し、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、教育委員会等との連携を強化し体制整備を進めていきます。
- ・高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き、就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与等を行います。就学支援金や奨学給付金については引き続き家計急変世帯を支援対象にするとともに、奨学給付金の給付額を増額し、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みます。
- ・小中学校における就学援助費の「新入学学用品費等」については、県内の市町等教育委員会の実態に応じた工夫などについての情報収集や各種会議における共有を図りながら、各市町教育委員会の就学援助制度の円滑な実施に向けた働きかけを行います。
- ・家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成、就学支援金および奨学給付金の支給等により、引き続き保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターにおける途切れのない発達支援体制の構築のため、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組むとともに、早期発見・支援につなげるため、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実を図ります。加えて、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進します。
- ・初診予約方法について、これまでの取組の検証を行いながら、引き続きよりよい方法を検討していきます。

4. 主な事業

子ども・福祉部

≪ (1) 子どもの育ちを支える地域社会づくり ≫

①(一部新)子どもの育ちの推進事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額:(R5) 25,644 千円 → (R6) 35,878 千円

事業概要:みえ次世代育成応援ネットワークをはじめとするさまざまな主体と連携し、体験機会の提供など、子どもの豊かな育ちを支える取組を実施するとともに、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営します。また、令和5年度に実施しているアンケート結果や、国のこども大綱の内容をふまえながら、県子ども条例の改正、および県こども計画(仮称)の策定に取り組みます。

②みえ子ども・子育て応援総合補助金

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額:(R5) 304,036 千円 → (R6) 300,316 千円

事業概要:市町が地域の実情等に合わせて工夫を凝らして実施する、子ども・子育て支援事業に対し補助金を交付します。

≪ (2) 家庭教育応援と男性の育児参画の推進 ≫

①親の学び応援事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額:(R5) 1,360 千円 → (R6) 1,387 千円

事業概要:市町において、保護者同士のつながりを作るためのワークショップの実施が促進されるよう支援するとともに、保護者が子育てについてヒントを得ることができるWeb講座の充実を図ります。

②男性の育児参画普及啓発事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額:(R5) 13,732 千円 → (R6) 6,002 千円

事業概要:企業での育児休業取得が促進され、男性の育児参画が進むよう、男性の育児参画の事例を広く情報発信するとともに、希望に応じて男性が育児休業を取得できる職場環境づくりを支援します。また、男性の育児参画の質の向上に向けて、育児のノウハウ習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けた情報発信を行います。

≪ (3) 子どもの貧困対策の推進 ≫

①(一部新)子どもの貧困対策推進事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 3 母子福祉費)

予算額:(R5) 28,666 千円 → (R6) 28,910 千円

事業概要:「子どもの居場所」の安定的な運営に向けて、アドバイザー派遣や勉強会の開催等に加え、「子どもの居場所」と地域におけるさまざまな協力者とのマッチングを行います。また、朝食の提供を実施する「子どもの居場所」運営団体等への補助事業を実施するなど経済的に支援します。

②ひとり親家庭自立支援事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 3 母子福祉費)

予算額:(R5) 57,988 千円 → (R6) 80,758 千円

事業概要:ひとり親家庭の母または父の安定した雇用と収入の確保に向けて、就職に有利な資格を取得できるよう高等職業訓練促進給付金等の就労支援を行うほか、ひとり親家庭への学習支援について、補助対象を貧困家庭にも拡大し、市町への補助を実施します。また「三重県ひとり親家庭等自立促進計画(第4期)」が最終年度となることから、本県の状況とひとり親家庭を取り巻く環境変化をふまえ、次期計画の策定に取り組めます。

③生活困窮家庭の子どもの学習・生活支援事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額:(R5) 16,731千円 → (R6) 16,730千円

事業概要:生活困窮家庭の子どもに応じた学習支援等により、学力や学習意欲のさらなる向上を図り、卒業後の安定した就職や自立につながるよう取り組みます。

④ヤングケアラー支援事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費)

予算額:(R5) 23,182千円 → (R6) 15,612千円

事業概要:ヤングケアラーへの支援体制を強化するため、要保護児童対策地域協議会の構成機関職員等への研修を実施するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターを配置します。また、子どもや学校等教育機関を対象とした啓発ハンドブックの作成や、コーディネーターによる出前講座を実施します。

≪ (4) 発達支援が必要な子どもへの支援 ≫

①子ども心身発達医療センター医療支援事業

(第1款 子ども心身発達医療センター費 第1項 子ども心身発達医療センター費

1 子ども心身発達医療センター費)

予算額:(R5) 32,152千円 → (R6) 36,958千円

事業概要:身近な地域における途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進するとともに、市町の総合支援窓口の中心となる人材を育成します。また、発達障がい児の早期診断、早期支援のため、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援を行うとともに、市町、療育機関など関係機関とのネットワークの構築等を進めます。

環境生活部

≪ (3) 子どもの貧困対策の推進 ≫

①私立高等学校等就学支援金交付事業

(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費)

予算額:(R5) 2,672,887千円 → (R6) 3,003,662千円

事業概要:私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金等の支給を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

②(一部新)私立高等学校等教育費負担軽減事業

(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費)

予算額:(R5) 188,502千円 → (R6) 460,583千円

事業概要:私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人に対する助成を拡充するとともに、奨学給付金の支給等を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

教育委員会

《（３）子どもの貧困対策の推進》

①高等学校等進学支援事業

（第 10 款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R5) 137,197千円 → (R6) 144,956千円

事業概要：高等学校・高等専門学校生徒に対する修学奨学金の貸与等により、経済的な理由で修学が困難な生徒を支援します。

②高校生等教育費負担軽減事業

（第 10 款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R5) 3,465,237千円 → (R6) 3,401,206千円

事業概要：就学支援金や奨学給付金等を支給し、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。また、家計急変世帯を対象とした支援を継続するとともに、奨学給付金の給付額を増額し、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みます。

施策 16-1 文化と生涯学習の振興

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

- ・「三重県文化振興条例」に基づき、文化にふれ親しみ、創造する環境づくりや人材の育成などについて具体的な施策の方向性を示した「三重県文化振興計画(仮称)」の策定を進めています。
- ・県総合博物館では、三重の自然と歴史・文化を紹介する企画展を開催するとともに、本県出身のアニメーション映画監督・高畑勲氏を紹介する特別展を実施しました。また、県立美術館では、近現代の代表的な画家や本県出身で陶磁器デザインの先駆者で知られる作家を紹介する展覧会を開催しました。県総合文化センターにおいては、音楽や演劇、伝統芸能など多彩で魅力的な文化芸術公演を実施するなど、各県立文化施設において、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供しています。
- ・県立文化施設を「三重の歴史や文化を知る・学ぶ拠点」と位置づけ、斎宮を核とした文化体験ルートを設定し、三重の文化についての理解を深める機会を創出するとともに、さまざまな媒体を活用し、その魅力を効果的に発信する取組を進めています。

② 文化財の保存・活用・継承

- ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録候補をはじめとした歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、指定・登録等の措置を講じられるよう取組を進めています。また、県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、文化財所有者への支援や市町への指導助言、市町による文化財保存活用地域計画の作成支援、講演会やパネル展・SNS等を通じた文化財の魅力発信に取り組んでいます。
- ・無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の映像記録の作成支援を行うとともに、地域の文化財の魅力を伝えるホームページを開設し、広く情報発信しています。また、未来の担い手育成に向けて、子どもたちで結成された「みえ祭協力隊」による体験取材・情報発信などの機会を創出しています。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

- ・県生涯学習センターにおいて、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、未来の文化を担う子どもたちに、アーティストや専門機関と協働して、すぐれた文化を体験できる事業を実施しています。また、地域において生涯学習分野で活躍する方々を支援するための研修会を開催しています。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

- ・社会教育委員の会議において、市町の社会教育関係者の取組を活性化させるためのネットワーク構築に向けた議論を進めるとともに、公民館等が地域課題の解決に資する学びの場として活用されるための講習や、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催しています。
- ・鈴鹿青少年センターについては、PFI事業者により施設改修を行っており、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できる施設としてリニューアルを進めています。熊野少年自然の家については、より魅力ある施設として管理・運営していくため、自然環境を存分に生かし、多くの

方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントを開催しています。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度							①③④	
—	72.6%	73.6%	—	74.6%	—	76.6%	—	
71.6%	75.5%	—	—	—	—	—	—	
県立文化施設の利用者数							①③	
—	84万人	100万人	—	130万人	—	140万人	—	
70.5万人	98.2万人	—	—	—	—	—	—	
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数							②	
—	72件	77件	—	82件	—	92件	—	
67件	79件	—	—	—	—	—	—	

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

- ・「三重県文化振興条例」とあわせて、今後の文化施策の方向性を具体的に定めた「三重県文化振興計画(仮称)」により、文化施策を総合的・計画的に推進していきます。
- ・県民の皆さんの文化に対する気運の醸成と文化活動の活性化を図るため、各県立文化施設において、三重の豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展や魅力的な公演等を開催するとともに、県総合博物館や県総合文化センターなどの開館周年記念にあわせて、特別な展示や子どもから大人まで多くの世代が楽しむことができる連携イベントを実施します。
- ・県立美術館では、令和14年度の開館50周年に向けて、子どもたちが著名な美術作品にふれる機会を提供するため、収蔵作品の充実に向けた取組を進めます。また、齋宮では、認知度向上のための情報発信、誘客促進、発掘体験などの体験コンテンツの造成、ガイド養成などによる齋宮跡を周遊できる仕組みの構築等、齋宮を核とした文化観光により、齋宮の賑わいを創出します。

② 文化財の保存・活用・継承

- ・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置、文化財所有者への支援や市町への指導助言、市町による文化財保存活用地域計画の作成支援、講演会やパネル展・SNS等を通じた文化財の魅力発信を積極的に行います。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向けて、引き続き関係市町支援、文化財調査の推進、機運の醸成等に取り組めます。
- ・無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の魅力を伝える映像記録の作成・発信を行い、地域の文化財の魅力を広く伝えるとともに、子どもたちによる体験取材の機会の創出などに取り組む、未来の担い手育成につなげます。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

- ・「人生100年時代」に向けて社会が大きな転換点を迎える中、さまざまなライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座や学んだ成果を発表できる場の提供、学習情報の発信などにより、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりに取り組んでいきます。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

- ・各地域で学びを通じた人づくりやつながりづくり、地域づくりが展開され、「一人ひとりの幸せ」や「持続可能な地域社会」を実現できるよう、社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組めます。
- ・鈴鹿青少年センターについては、全面リニューアルした施設を効果的に広報することで利用者の拡大を図るとともに、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できるよう、民間活力を活用した施設の管理・運営を進めます。熊野少年自然の家については、利用者に安全で快適な施設として管理・運営していくため、経年劣化に伴う施設の改修を実施することで、一層の利用促進を図ります。

4. 主な事業

環境生活部

《（１）文化にふれ親しみ、創造する機会の充実》

①文化活動連携事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 3 文化振興費）

予算額：(R5) 21,102千円 → (R6) 19,804千円

事業概要：「三重県文化振興計画(仮称)」により、文化施策を総合的・計画的に推進します。

また、三重県文化賞の実施や県内各地域の文化活動等の情報を収集・発信することにより、さまざまな主体の文化活動を促進します。

②(一部新)三重県文化振興基金積立金

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 3 文化振興費）

予算額：(R5) 13千円 → (R6) 30,012千円

事業概要：令和14年度の県立美術館の開館50周年に向け、子どもの豊かな感性や創造性を育むため、収蔵品等の充実を図る新たな基金の積立てに取り組めます。また、基金の積立てにおいては、クラウドファンディング等も活用することにより財源の確保に努めます。

③(一部新)文化交流機能強化事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 3 文化振興費）

予算額：(R5) 2,863千円 → (R6) 13,149千円

事業概要：県立文化施設の開館周年記念事業の気運醸成と文化活動の活性化を図るため、次世代を担う子どもたちを主役として、ジュニア管弦楽団や児童合唱団など、子どもたちのための県民参加型のコンサートを実施します。

④(新)文化観光推進事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 3 文化振興費）

予算額：(R5) ー 千円 → (R6) 82,000千円

事業概要：斎宮を核とした文化観光を本格稼働する取組として、斎宮の認知度向上のための情報発信、誘客促進、史跡公園内の周遊構築、新たな文化体験コンテンツの造成などを行い、斎宮の賑わいを創出します。さらに、県立文化施設を中核とした文化観光を他の地域にも展開していきます。

⑤(一部新)文化会館事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 8 総合文化センター費)

予算額:(R5) 69,847千円 → (R6) 68,926千円

事業概要:県総合文化センターの開館30周年を記念し、県民参加型の芸術公演を開催するとともに、芸術性の高いオペラ、バレエ等から高い人気を誇る歌舞伎等の伝統芸能まで、多彩で魅力的な文化芸術公演やアウトリーチ活動、人材育成に取り組めます。

⑥(一部新)総合博物館展示等事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 9 博物館費)

予算額:(R5) 50,037千円 → (R6) 62,594千円

事業概要:開館10周年を記念し、三重の多種多様で豊かな自然や歴史・文化を紹介する特別な企画展や、県総合文化センターと連携し、子どもから大人まで楽しめる企画展を開催します。また、学校や地域と連携して、学芸員の出張講座等のアウトリーチ活動を展開し、人材育成と本県の魅力発信に取り組めます。

⑦(一部新)美術館展示等事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 10 美術館費)

予算額:(R5) 74,077千円 → (R6) 62,519千円

事業概要:日本のシュルレアリスム美術の全貌を紹介する企画展や長崎県美術館と連携し、優れたスペイン美術の絵画を紹介する企画展を開催します。また、教育関係機関等、さまざまな主体と連携した教育普及活動等により、県民の皆さんが美術にふれ親しむ機会を提供します。

⑧(一部新)斎宮歴史博物館展示・普及事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 11 斎宮歴史博物館費)

予算額:(R5) 9,694千円 → (R6) 18,022千円

事業概要:開館35周年を記念し、源氏物語を主題とする美術作品等を展示する企画展や、中世の斎宮をテーマに最新の研究成果に基づき斎王制度のありようを紹介する特別展を開催することにより、斎宮の歴史について全時代を通じてより深く理解を深めていただく機会を提供し、史跡斎宮跡の魅力発信に取り組めます。

⑨(一部新)図書館管理運営事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 8 総合文化センター費)

予算額:(R5) 188,064千円 → (R6) 198,774千円

事業概要:県民の皆さんがより良い図書館サービスを等しく利用できるよう図書資料の充実を図るとともに、市町立図書館等と構築した図書館総合情報ネットワークや図書の相互貸借に係る物流ネットワークを適切に運用します。また、県総合文化センター等の開館周年記念にあわせ、記念事業や講演会を開催し、利用促進につなげていきます。

《（３）学びとその成果を生かす場の充実》

①生涯学習センター事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 8 総合文化センター費）

予算額：(R5) 9,701千円 → (R6) 9,701千円

事業概要：多様化・高度化する県民の皆さんの生涯学習ニーズに応えるため、県内の高等教育機関、各種団体等との連携により、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、地域において生涯学習分野で活動する方々を支援するための研修会を開催します。

教育委員会

《（２）文化財の保存・活用・継承》

①世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費）

予算額：(R5) 854千円 → (R6) 1,912千円

事業概要：世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用のため、文化庁や奈良県・和歌山県および関係市町と連携した取組を行うとともに、資産の保存・管理に多様な主体が参画できるよう講習会・講演会等を開催します。市町が実施する世界遺産追加登録候補資産の学術調査について、技術的支援を行います。「鳥羽・志摩の海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、国内の気運醸成に努めます。

②未来へ伝えるみえのお祭りアーカイブ事業

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費）

予算額：(R5) 4,922千円 → (R6) 3,929千円

事業概要：祭り等の無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の魅力を伝える映像記録の作成やこれまでの映像記録をデジタル化し、無形文化財の記録保存を行うとともに、子どもたちを「みえ祭り協力隊」として募集し、祭りを体験し、取材する機会を創出して、未来の担い手育成につなげます。地域の文化財の魅力を広く伝えるため、作成した映像記録等を特集サイトで公開します。

③埋蔵文化財センター管理運営費

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費）

予算額：(R5) 7,842千円 → (R6) 17,178千円

事業概要：埋蔵文化財に係る必要な発掘調査や適切な保存管理を行うための恒温恒湿収蔵庫の整備、県民への公開・普及を行います。文化財を活用した体験事業やイベント、学校において文化財に触れられる出前授業等を行い、子どもたちの郷土への愛着を育みます。

《 (4) 社会教育の推進と地域の教育力の向上 》

①社会教育推進体制整備事業

(第10款 教育費 第6項 社会教育費 1 社会教育総務費)

予算額:(R5) 2,114千円 → (R6) 2,798千円

事業概要:社会教育の振興を図るため、社会教育関係者を対象に研修や情報交換を行うとともに、地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施します。また、博物館法の改正に伴う審査登録や基幹統計である社会教育調査を実施します。

②鈴鹿青少年センター費

(第10款 教育費 第6項 社会教育費 1 社会教育総務費)

予算額:(R5) 1,925,420千円 → (R6) 142,750千円

事業概要:PFI事業契約に基づき、民間がもつノウハウを活用することによって、安くて質の高い公共サービスを、青少年をはじめ幼児から高齢者まで幅広い世代に提供します。また、多彩なスタイルで楽しめるキャンプやグランピングサイトを設置するなど、近接するダイセーフオレストパーク(青少年の森)と一体的な管理運営を行うことでリピーターの獲得を図ります。

行政運営 1 総合計画の推進

(主担当部局：政策企画部)

行政運営の目標

人口減少をはじめとする社会課題やさまざまな地域課題の解決に向けて、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づき、「みえ元気プラン」の適切な進行管理に努めることで、「強じん」で多様な魅力あふれる『美し国』の実現に向けた県の取組が着実に進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 総合計画の進行管理

- ・「みえ元気プラン」の各施策に基づく取組が着実に進み、成果を県民に届けられるよう、PDCAサイクルの実効性を高める取組を進めています。
- ・県の取組の成果が県民に届いているかを検証する必要があることから、生活の満足度を把握するとともに効果的な事業実施につなげるため、みえ県民 1 万人アンケートを実施します。
- ・県内のSDGsに関する取組の一層の広がりや質の向上を図る必要があるため、「三重県SDGs推進パートナー登録制度」の充実を図り、優良事例などの情報提供を通じて、登録企業・団体のSDGsに関する取組の活性化に取り組んでいます。
- ・社会貢献活動を行っていただける企業・団体による提案を、県との具体的な連携につなげられるよう、「SDGs推進窓口(公民連携窓口)」を運用しています。
- ・本県の豊かな地域資源を活用し、三重の魅力を効果的に発信するとともに、全庁を挙げて戦略的なプロモーションに取り組むため、「三重県プロモーション推進方針(仮称)」を策定します。
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組を県内の産業・経済の発展につなげていけるよう、令和5年3月に策定した「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針に基づき、取組を促進しています。
- ・県民の皆さん一人ひとりが平和に関する理解を深め、戦争の記憶と教訓を風化させないよう、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える取組を行っています。

② 人口減少対策の推進

- ・人口減少の実態や要因についての調査分析や、これまでの取組の検証を行いながら、本県の人口減少対策にかかる取組の方向性を示す「三重県人口減少対策方針」を令和5年8月2日に策定しました。
- ・人口減少が著しい南部地域において、人口減少対策広域コーディネーターを4名設置し、地域の課題抽出のため、ヒアリング等を実施しています。
- ・人口減少対策を進めていくためにはさまざまな主体と連携が必要となることから、企業や女性、若者、市町との意見交換を行っており、課題の抽出や効果的な対策の検討につなげていきます。

③ 広域連携の推進

- ・県域を越えて取り組むべき課題や共通の地域課題の解決に向け、全国知事会や中部圏、近畿圏の知事会等に出席し、国等への提言・要望活動を行いました。また、課題を共有する自治体と意見交換を行うため、新潟県との二県知事懇談会を初めて開催しました。
- ・本県の施策を推進するうえで必要な国の制度の創設や改正、政府予算への反映等につなげるため、県独自の提言・要望活動を実施しています。

④ 統計情報の活用と提供

- ・5年周期調査の住宅・土地統計調査、漁業センサス、毎年調査の学校基本調査等、毎月調査の労働力調査、毎月勤労統計調査等に取り組み、迅速かつ正確な調査の実施、審査、集計等を行い、調査結果をわかりやすく公表しています。
- ・主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページ(「みえDataBox」)で提供し、各種統計資料を作成しています。

⑤ 県民の社会参画の促進

・県民の皆さんの社会参画や連携を促進するため、セミナー等を開催するとともに、ホームページ等で情報発信し、社会課題の解決に取り組む NPO の基盤・機能強化の支援や市民活動等の活性化に取り組んでいます。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
目標の達成に向けて取組が進んだ「みえ元気プラン」の施策の割合							①	
—	80%	80%	—	80%	—	80%	—	
—	96.4%	—	—	—	—	—	—	

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 総合計画の進行管理

・「みえ元気プラン」の各施策に基づく取組が着実に進み、成果を県民に届けられるよう、引き続きPDCAサイクルの実効性を高めていきます。

・県の取組の成果が県民に届いているかを検証する必要があることから、生活の満足度を把握するとともに効果的な事業実施につなげるため、みえ県民1万人アンケートを実施します。

・県内のSDGsに関する取組の一層の広がりや質の向上を図る必要があるため、「三重県SDGs推進パートナー登録制度」の充実を図り、優良事例などの情報提供を通じて、登録企業・団体のSDGsに関する取組の活性化を図ります。

・社会貢献活動を行っていただける企業・団体による提案を、県との具体的な連携につなげられるよう、「SDGs推進窓口(公民連携窓口)」が適切に役割を果たします。

・「選ばれる三重」の実現に向けて、三重の魅力を強力に発信し「三重県」全体の認知度向上を図ります。特に熊野古道世界遺産登録20周年や大阪・関西万博の開催などをチャンスと捉え、首都圏等において全庁を挙げて効果的なプロモーションを展開します。

・「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを着実に推進していくため、庁内の総合調整を行うとともに、カーボンニュートラルの実現に必要な対応策について、先行して調査の実施などに取り組みます。

・日本を取り巻く安全保障環境が変化しつつある中、県民の皆さん一人ひとりに平和に関する理解を深めていただけるよう、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える機会づくりに取り組みます。

② 人口減少対策の推進

・人口減少幅を緩やかにするため、「三重県人口減少対策方針」に掲げる、安心して子どもを産み育てることができる環境整備やジェンダーギャップ解消、人口還流等の取組を市町や企業等との連携を図りながら推進します。

・効果的な対策の追加や改善につなげるため、人口減少の要因等にかかる調査・分析やヒアリング・アンケート、人口減少対策広域コーディネーターによる地域の課題抽出を実施します。

③ 広域連携の推進

・広域的課題や共通の地域課題の解決に向け、地域の実情に応じた制度改正や政府予算編成につなげる必要があることから、全国知事会や圏域の知事会等に参画し、国等への提言・要望活動を積極的に実施します。また、課題を共有する自治体と意見交換を行い、施策への反映をめざすため、二県知事懇談会等を開催します。

・本県の実情に応じた制度の創設や政府予算への反映等につなげるため、県独自の提言・要望活動を効果的・効率的に実施します。

④ 統計情報の活用と提供

・県民の皆さんや、企業、団体等のさまざまな活動に生かせるよう、各種統計調査の迅速かつ正確な実施、審査、集計等を行い、調査結果をわかりやすく公表します。
・主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページ(「みえDataBox」)で提供するほか、各種統計資料を適切に作成、刊行するとともに、統計の普及と利活用の推進及び統計調査への理解促進を図ります。

⑤ 県民の社会参画の促進

・県民の皆さんの社会参画や連携を促進するとともに、NPO が、多様化、複雑化する地域の諸課題に対応できるよう、引き続き、みえ県民交流センターを拠点に情報発信やセミナー等の開催、社会課題の解決に取り組む NPO およびそれを支援する中間支援組織の基盤・機能強化の支援に取り組みます。

4. 主な事業

政策企画部

◀ (1) 総合計画の進行管理 ▶

① 計画進行管理事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額:(R5) 3,214千円 → (R6) 2,455千円

事業概要:「強じんな美し国ビジョンみえ」の基本理念の実現に向け、施策の成果や課題に関する議論を通じて PDCA サイクルを的確に運用し、各部局に対して必要な支援や助言等を行うことで「みえ元気プラン」の着実な推進を図ります。

② 計画推進諸費

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額:(R5) 7,128 千円 → (R6) 8,337千円

事業概要:県民の皆さんの意識を把握し、県政の運営に活用するため、広く県民を対象としたアンケート調査を行います。

③ (一部新) プロモーション推進事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額:(R5) 4,996千円 → (R6) 48,676 千円

事業概要:三重の強みや良さを生かし「選ばれる三重」を実現していくため、「三重県」全体の認知度向上を図るとともに、熊野古道世界遺産登録20周年や大阪・関西万博の開催などをチャンスと捉え、全庁を挙げて首都圏等における効果的なプロモーションを展開します。

④ 「ゼロエミッションみえ」プロジェクト総合推進事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額:(R5) 16,186 千円 → (R6) 27,998 千円

事業概要:「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針に基づき、庁内の総合調整を行い、着実な推進を図るとともに、カーボンニュートラルの促進に向けて、再生可能エネルギーの普及に合わせた地産地消型エネルギーシステム導入の事業化にか

かる可能性調査や J-クレジットの効果的な活用拡大のための実証事業を行います。

⑤(一部新)未来につなぐ平和発信事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額:(R5) 600千円 → (R6) 6,552千円

事業概要:令和7年度に戦後 80 年を迎えるにあたり、語り部による証言動画の作成や平和啓発に関する県ホームページの改修等を行います。また、引き続き被爆地広島との交流や被爆・戦争関連資料の展示などを通じて、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、市町と連携して戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えていく機会を設けます。

⑥(新)人手不足対策事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額:(R5) ー千円 → (R6) 13,916千円

事業概要:さまざまな分野における人手不足の解消に向けた庁内の総合調整を効果的に行うため、必要な調査等を検討・実施します。

≪ (2) 人口減少対策の推進 ≫

①(一部新)人口減少対策費

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額:(R5) 33,604千円 → (R6) 50,754 千円

事業概要:三重県人口減少対策方針に基づき、庁内の総合調整を行うとともに、市町、企業及び人口減少対策広域コーディネーター等、さまざまな主体との連携により、効果的な取組につなげます。また、ジェンダーギャップの解消に向けた調査・分析などを進めるとともに、三重県への人口還流を促進するため学生等向け県内就職情報等の発信を行います。

≪ (3) 広域連携の推進 ≫

①広域連携推進費

(第2款 総務費 第2項 企画費 1 企画調整費)

予算額:(R5) 13,021千円 → (R6) 12,766千円

事業概要:全国知事会や圏域の知事会等に参画し、国への提言活動を実施するとともに、地域課題や県境を越えて取り組むべき広域的課題の解決に向け、他の自治体等と連携した取組を実施します。

≪ (4) 統計情報の活用と提供 ≫

①農林業センサス費

(第2款 総務費 第3項 統計調査費 2 統計調査費)

予算額:(R5) 262 千円 → (R6) 105,184 千円

事業概要:農林行政の推進に必要な基礎資料を整備し、農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにするために、農林業経営体等を対象に調査を実施します。

環境生活部

《（５）県民の社会参画の促進》

①みえ県民交流センター指定管理事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R5) 26,483千円 → (R6) 26,483千円

事業概要：県民の皆さんの社会参画や連携を促進するとともに、NPO が、多様化、複雑化する地域の諸課題に対応できるよう、引き続き、みえ県民交流センターを拠点に情報発信やセミナー等の開催、社会課題の解決に取り組む NPO およびそれを支援する中間支援組織の基盤・機能強化の支援に取り組みます。

令和6年度新規事業一覧(一般会計)

各記号の意味は、以下のとおりです。

「※」…一部新規を含むもの(事業費は新規分のみを計上)

「☆」…市町予算と関係があると考えられるもの

「◆」…令和6年度重点施策枠のもの

「□」…県民提案をふまえたもの

(単位:千円)

番号	部局名	施策	事業名称	細事業名称	事業概要(新規・一部新規の事業部分のみ)	事業費	一部新規	市町関連	重点施策	県民提案
58	環境生活部	3-1	安全安心まちづくり事業費	犯罪被害者等支援事業費	犯罪行為による死亡や重傷病等を負われたことに対する損害賠償請求について、時効が成立することを免れるため再提訴を行う費用を助成します。	660	※			
59	環境生活部	3-2	飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動事業費	飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動事業費	飲酒運転根絶に向けた啓発ソールの作成・配布を行います。	887	※		◆	
60	環境生活部	3-2	交通安全教育・学習推進事業費	交通安全研修センター管理運営事業費	最新の道路交通法に準拠した運転シミュレーターへの更新を行います。	11,326	※			
61	環境生活部	3-2	交通弱者の交通事故防止事業費	交通弱者の交通事故防止事業費	横断歩道での歩行者優先や自転車の安全利用など重点テーマについて、テレビCMを用いた広報啓発を行います。また、関係機関と連携しながら、自転車乗車用ヘルメットの着用について、ヘルメット着用を身近に感じ着用し繋げられるような啓発等を行います。	11,044	※		◆	
62	環境生活部	4-1	脱炭素社会推進事業費	脱炭素社会推進事業費	国が新たに進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)」の県内での展開を図るため、事業者、市町等と連携し、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方」に関する製品・サービス・情報を効果的・効率的に発信するとともに、自家消費型太陽光発電設備の導入促進など、社会実装につなげていきます。	25,678	※			
63	環境生活部	4-2	災害廃棄物適正処理促進事業費	災害廃棄物適正処理促進事業費	災害廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上及び豊や混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、発災時に住民が実際に廃棄物を搬入する市町の仮置場候補地で、市町、関係団体と共に仮置場を設置・運営する実地訓練を実施するなど人材育成を進めます。	6,710	※		◆	
64	環境生活部	4-2	プラスチック及び食品ロスのスマート利用促進事業費	CO2削減のための高度な技術を活用したリサイクル等促進事業費	プラスチックの高度なリサイクルを促進するため、事業者、市町と連携し、家庭等で使用した食品トレイを小売店等において高品質かつ効率的に回収し、再び食品トレイにリサイクルする「トレイトレイ」のモデル事業を実施します。	11,000	※		◆	
65	環境生活部	4-4	水環境保全対策費	海岸漂着物対策推進事業費	令和5年度末策定予定の「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(案)」により、三県で連携して実態調査を行うとともに県民による一斉清掃を実施し、実態調査結果や清掃活動結果をふまえた広域的な海洋ごみの発生抑制対策を実施します。	10,000	※		◆	
66	環境生活部	12-1	人権センター管理運営費	人権センター管理運営費	効果的な啓発を行うために、人権センター常設展示室の展示内容のリニューアルに向けた検討を進めます。	931	※		◆	
67	環境生活部	12-1	人権擁護の推進費	人権相談、調査・研究事業費	人権センターにおいて新たにSNSによる人権相談を実施し、相談方法の拡充を図ります。	666	※		◆	
68	環境生活部	12-2	職業生活における女性活躍の推進費	ジェンダーギャップ解消!! HAPPY☆CYCLE事業費	ジェンダーギャップ解消に向け、誰もが希望に応じた働き方ができ、家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、県内企業と連携し、企業のトップ、リーダー層の意識改革に向けた取組とともに、意識・慣行に関する県民対象の調査を実施します。	16,770			◆	
69	環境生活部	12-2	性別に基づく暴力等への取組費	性犯罪・性暴力被害者支援事業費	未就学児童およびその保護者等に対し、プライベートゾーンおよび性被害者の相談窓口「よりこ」の周知を図るため、広報啓発チラシを作成し、県内の全幼稚園・保育園に配付します。	896	※		◆	
70	環境生活部	12-3	共生社会の形成費	外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業費	日本語の支援が必要な地域を広くカバーするため、オンライン日本語教室を実施します。	6,998	※		◆	
71	環境生活部	12-3	共生社会の形成費	外国人住民の安全で安心な生活への支援事業費	医療機関における医療通訳の配置を促進するため、医療通訳の育成を行います。	2,419	※			
72	環境生活部	12-3	共生社会の形成費	多文化共生がもつたの活用事業費	多文化共生の気運醸成に向けた「三重県多文化共生フォーラム(仮称)」を開催します。	186	※			
73	環境生活部	14-5	私立学校振興費	私立学校不登校児童生徒支援事業費	不登校児童生徒の学びの機会確保のため、フリースクール等を利用する私立学校の児童生徒への経済的な支援を行います。	900			◆	

番号	部局名	施策	事業名称	細事業名称	事業概要(新規・一部新規の事業部分のみ)	事業費	一部新規	市町関連	重点施策	県民提案
74	環境生活部	15-1	私立学校振興費	私立高等学校等教育費負担軽減事業費	高等学校等就学支援金の上乗せ補助として、授業料を減免した学校法人に対して補助を行います。	290,288	※			
75	環境生活部	16-1	文化創造活動支援事業費	三重県文化振興基金積立金	子どもたちの豊かな感性や創造性を育むことを目的として、令和14年の県立美術館開館50周年に向け、収蔵品の充実等を図るための新たな基金の積立に取り組みます。また、基金の積立においては、クラウドファンディング等も活用することにより財源の確保に努めます。	30,000	※		◆	
76	環境生活部	16-1	多様な学びと文化による絆づくり事業費	文化交流機能強化事業費	県立文化施設の開館周年記念の事業に関連した内容をテーマに、文化活動の次世代を担う子どもたちを主役として、ジュニア管弦楽団や児童合唱団などによる、子どもたちのための県民参加型コンサートを実施し、周年事業の気運醸成と文化活動の活性化を図ります。	10,000	※		◆	
77	環境生活部	16-1	多様な学びと文化による絆づくり事業費	文化観光推進事業費	齋宮を核とした文化観光を本格稼働する取組として、齋宮の認知度向上、誘客促進、史跡公園内の周遊構築、新たな文化体験コンテンツの造成などを行い、齋宮の賑わいを創出します。さらに、県立文化施設を中核とした文化観光を他の地域にも展開していきます。	82,000			◆	
78	環境生活部	16-1	文化会館事業費	文化会館事業費	総合文化センター開館30周年を記念し、県民参加型のオペラや高い人気を誇る演劇、オーケストラ等の公演を開催します。	18,700	※			
79	環境生活部	16-1	図書館費	図書館管理運営費	総合文化センター等の開館周年記念にあわせ、本に関するマルシェや講演会を開催するとともに、県立文化施設と連携した取組を実施します。また、さまざまな英語の本に触れる機会の提供や、英語によるおはなし会等を実施することで、子どもたちが英語に親しむ環境づくりを行います。	4,418	※		◆	□
80	環境生活部	16-1	総合博物館費	総合博物館展示等事業費	開館10周年を記念し、三重の多種多様で豊かな自然や歴史・文化を紹介する特別な企画展を開催するとともに、県立文化施設で連携して子どもたちが文化芸術に関心をもつ契機となるようなイベントを開催します。	47,522	※		◆	
81	環境生活部	16-1	美術館費	美術館展示等事業費	各館で実施される開館周年企画展と連携して、子ども向けのアートワークショップイベントを開催します。	646	※		◆	
82	環境生活部	16-1	齋宮歴史博物館費	齋宮歴史博物館展示・普及事業費	開館35周年を記念し、齋宮の歴史について全時代を通じてより深く理解を深めていただく特別な企画展を開催し、史跡齋宮跡の魅力発信に取り組みとともに、県立文化施設で連携して子ども向けのワークショップイベントを実施します。	15,086	※		◆	
環境生活部 計						605,731				

※令和6年度当初予算要求状況 参考資料(2)から抜粋

令和6年度重点施策粋事業一覧表

(1)子どもたちの輝く未来の実現

(単位:千円)

部局名	施策	細事業名	事業概要	事業費
環境生活部	12-2	性犯罪・性暴力被害者支援事業費	未就学児童及びその保護者等に対し、プライベートゾーン及び性被害者の相談窓口「よりこ」の周知を図るため、広報啓発チラシを作成し、県内の全幼稚園・保育園に配付します。	896
環境生活部	14-5	私立学校不登校児童生徒支援事業費	不登校児童生徒の学びの機会確保のため、フリースクール等を利用する私立学校の児童生徒への経済的な支援を行います。	900
環境生活部	16-1	三重県文化振興基金積立金	子どもたちの豊かな感性や創造性を育むことを目的として、令和14年の県立美術館開館50周年に向け、収蔵品の充実等を図るための新たな基金の積立に取り組みます。 また、基金の積立においては、クラウドファンディング等も活用することにより財源の確保に努めます。	30,000
小 計				31,796

(2)実効性のある人口減少対策の推進

(単位:千円)

部局名	施策	細事業名	事業概要	事業費
環境生活部	12-2	ジェンダーギャップ解消！！HAPPY☆CYCLE事業費	ジェンダーギャップ解消に向け、誰もが希望に応じた働き方ができ、家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、県内企業と連携し、企業のトップ、リーダー層の意識改革に向けた取組とともに、意識・慣行に関する県民対象の調査を実施します。	11,516
小 計				11,516

(3)時代の変化と潮流を捉えた産業振興

(単位:千円)

部局名	施策	細事業名	事業概要	事業費
環境生活部	4-2	CO2削減のための高度な技術を活用したリサイクル等促進事業費	プラスチックの高度なリサイクルを促進するため、事業者、市町と連携し、家庭等で使用した食品トレイを小売店等において高品質かつ効率的に回収し、再び食品トレイにリサイクルする「トレイtoトレイ」のモデル事業を実施します。	11,000
小 計				11,000

(4) 観光振興と三重の魅力のプロモーション

(単位:千円)

部局名	施策	細事業名	事業概要	事業費
環境生活部	16-1	文化交流機能強化事業費	県立文化施設の開館周年記念の事業に関連した内容をテーマに、文化活動の次世代を担う子どもたちを主役として、ジュニア管弦楽団や児童合唱団などによる、子どもたちのための県民参加型コンサートを実施し、周年事業の気運醸成と文化活動の活性化を図ります。	10,000
環境生活部	16-1	文化観光推進事業費	斎宮を核とした文化観光を本格稼働する取組として、斎宮の認知度向上、誘客促進、史跡公園内の周遊構築、新たな文化体験コンテンツの造成などを行い、斎宮の賑わいを創出します。	75,000
環境生活部	16-1	図書館管理運営費	総合文化センター等の開館周年記念にあわせ、本に関するマルシェや講演会を開催するとともに、県立文化施設と連携した取組を実施します。	2,208
環境生活部	16-1	総合博物館展示等事業費	開館10周年を記念し、三重の多種多様で豊かな自然や歴史・文化を紹介する特別な企画展を開催するとともに、県立文化施設で連携して子どもたちが文化芸術に関心をもつ契機となるようなイベントを開催します。	47,522
環境生活部	16-1	美術館展示等事業費	各館で実施される開館周年企画展と連携して、子ども向けのアートワークショップイベントを開催します。	646
環境生活部	16-1	斎宮歴史博物館展示・普及事業費	開館35周年を記念し、斎宮の歴史について全時代を通じてより深く理解を深めていただく特別な企画展を開催し、史跡斎宮跡の魅力発信に取り組むとともに、県立文化施設で連携して子ども向けのワークショップイベントを実施します。	15,086
小 計				150,462

(5) いのちを守り、暮らしを支える

(単位:千円)

部局名	施策	細事業名	事業概要	事業費
環境生活部	3-2	飲酒運転〇(ゼロ)をめざす推進運動事業費	飲酒運転根絶に向けた啓発ツールの作成・配布を行います。	887
環境生活部	3-2	交通弱者の交通事故防止事業費	横断歩道での歩行者優先や自転車の安全利用など重点テーマについて、テレビCMを用いた広報啓発を行います。	8,514
環境生活部	4-2	災害廃棄物適正処理促進事業費	災害廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上及び量や混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、発災時に住民が実際に廃棄物を搬入する市町の仮置場候補地で、市町、関係団体と共に仮置場を設置・運営する実地訓練を実施するなど人材育成を進めます。	6,710
環境生活部	4-4	海岸漂着物対策推進事業費	令和5年度末策定予定の「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画(案)」により、三県で連携して実態調査を行うとともに県民による一斉清掃を実施し、実態調査結果や清掃活動結果をふまえた広域的な海洋ごみの発生抑制対策を実施します。	10,000
環境生活部	12-1	人権センター管理運営費	効果的な啓発を行うために、人権センター常設展示室の展示内容のリニューアルに向けた検討を進めます。	931
環境生活部	12-1	人権相談、調査・研究事業費	人権センターにおいて新たにSNSによる人権相談を実施し、相談方法の拡充を図ります。	666
環境生活部	12-1	差別解消条例推進事業費	人権問題を円滑かつ適切に解消するため、人権センターにアドバイザーを配置し、相談者に寄り添った質の高い相談対応を行います。	2,405
環境生活部	12-3	外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業費	日本語の支援が必要な地域を広くカバーするため、オンライン日本語教室を実施します。	6,998
小 計				37,111

令和6年度重点施策枠 合計

241,885

令和6年度大規模臨時的経費事業一覧(主なもの)

(単位:千円)

	部局名	細事業名	事業費
I ア法令義務・債務負担行為			
	環境生活部	大気テレメータ維持管理費(大気汚染自動測定機器等の更新)	49,470
	環境生活部	環境試験研究管理費(環境危機対応分析機器の更新)	93,881
I ア法令義務・債務負担行為 計			143,351
I イ施設改修			
	環境生活部	総合文化センター施設保全事業費(受変電設備等の改修)	896,734
	環境生活部	総合文化センター舞台関連主設備計画修繕等事業費(調光設備等の改修)	1,082,784
	環境生活部	美術館管理運営費(LED照明等の改修、トイレ等の改修)	522,181
	環境生活部	人権センター管理運営費(人権センターの空調設備更新修繕工事等)	448,016
	環境生活部	みえ県民交流センター管理事業費(アスト津共用部に係る大規模修繕負担金)	11,863
	環境生活部	総合博物館管理運営費(収蔵庫LED化、ウッドデッキ老朽化補修等)	52,617
	環境生活部	斎宮歴史博物館管理運営費(空調機更新工事等)	4,854
	環境生活部	斎宮歴史博物館管理運営費(いつきのみや歴史体験館の屋根防水改修工事等)	11,923
	環境生活部	三重県交通安全研修センター管理運営費(運転シミュレーター装置購入)	11,326
	環境生活部	環境試験研究管理費(保健環境研究所の庁舎修繕)	191,140
I イ施設改修 計			3,233,438
II 情報システム			
	環境生活部	総合博物館管理運営費(博物館情報システムの更新)	114,092
II 情報システム 計			114,092
III ア その他(継続)			
	環境生活部	県有施設脱炭素化推進事業費(太陽光発電設備導入)	56,095
	環境生活部	県有施設脱炭素化推進事業費(ソーラーカーポート設置)	27,066
	環境生活部	浄化槽設置促進事業補助金(市町への補助)	118,645
III ア その他(継続) 計			201,806
III イ その他(新規)			
	環境生活部	水道事業等指導事業費(三重県水道広域化推進プラン等の検討業務委託)	44,000
III イ その他(新規) 計			44,000
合計			3,736,687

○参考「大規模臨時的経費として要求する事業の分類区分」

I 義務的割合が高いもの

- ア 法令で義務づけられた経費、及び債務負担行為が設定済みかつ契約済みの経費
- イ ア以外で、県有施設の老朽化等に伴う大規模改修・修繕工事にかかる経費

II Iより義務的割合は低い、客観的な基準により真にやむを得ないと判断できるもの
情報システムにかかる保守期限の到来等に伴う改修経費

III その他の事業

- ア 継続事業
- イ 新規事業

事業の見直し一覧(一般会計)

部 局 名	令和6年度当初予算編成における見直し事業件数			
	合 計	左 の 内 訳		
		廃 止	リフォー ム	休 止
環境生活部	7	6	1	0

(単位:千円)

	合 計	廃 止	リフォー ム	休 止
見 直 し 事 業 件 数	7	6	1	0
(上 段 一般財源)	(▲21,462)	(▲23,502)	(2,040)	(0)
見 直 し 事 業 費	▲ 32,848	▲ 34,723	1,875	0

※令和6年度当初予算要求状況 参考資料(2)から抜粋

事業の見直し調書

(単位：千円)

事業名	区分			令和5年度	令和6年度(要求)	差引	説明	部局名
	廃止	リフォーム	休止	当初予算額A	当初予算額B	B-A		
斎宮を核とした平安文化活用発信事業費	1			4,260	0	-4,260	文化観光にかかる事業が本格稼働するにあたり、斎宮を核とした平安文化活用発信事業費を廃止し、文化観光推進事業費において実施します。	環境生活部
県立文化施設を中核とした三重の新たな文化観光構築事業費	1			12,779	0	-12,779	文化観光にかかる事業が本格稼働するにあたり、県立文化施設を中核とした三重の新たな文化観光構築事業費を廃止し、文化観光推進事業費において実施します。	環境生活部
みえの輝く女子プロジェクト事業費	1			3,331	(0)	-3,331	女性が活躍できる環境整備を更に進めるため、みえの輝く女子プロジェクト事業費を廃止し、ジェンダーギャップ解消!! HAPPY☆CYCLE事業費において実施します。	環境生活部
「よりこ」潜在性被害者支援・相談支援機能強化事業費	1			9,257	0	-9,257	事業実施期間終了に伴い、「よりこ」潜在性被害者支援・相談支援機能強化事業費を廃止し、被害が潜在化しやすい性被害者への支援については、性犯罪・性暴力被害者支援事業費において引き続き実施します。	環境生活部
子どもを性被害から守る！性被害に遭わせない！事業費	1			4,427	0	-4,427	事業をより効率的に実施するため、子どもを性被害から守る！性被害に遭わせない！事業費を廃止し、性犯罪・性暴力被害者支援事業費において実施します。	環境生活部
交通安全地域活動育成費	1			669	0	-669	事業をより効率的に実施するため、交通安全地域活動育成費を廃止し、三重県交通安全研修センター管理運営費において実施します。	環境生活部
環境行動促進事業費 (旧 環境経営促進事業費) (旧 環境行動促進事業費)		1		5,099	6,974	1,875	事業をより効率的に実施するため、環境経営促進事業費を廃止し、環境行動促進事業費に統合します。	環境生活部
合計	6	1	0	39,822	6,974	-32,848		

(1) 表の左欄外には、「◇」印はR5重点施策枠のもの、「□」印はR6重点施策枠のもの、「◎」印は市町予算に関すると思われるもの、「▲」印はいわゆる当然減(持ち回りのイベント、隔年調査といった実質継続事業的な廃止・休止事業を含む)によるもの、「△」印はリフォーム事業のうちリフォームにより事業本数が減少するもの

(2) 「国、県単補助金」欄には、県単補助金の場合は「1」、国の奨励的補助金に係るものについては「2」